

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	46 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	38 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	77 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	62 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月から59年3月まで

私は、昭和56年3月末に会社を退職し、その翌月に国民年金の加入手続を行った。

加入手続後は無職であったため2年間ほど国民年金保険料を納付していなかったが、昭和58年4月に結婚し保険料を納付できるようになったので、同年4月から、夫が経営する店に公共料金等を集金に来ていた金融機関の職員に、その時店にいた夫婦のどちらかが、毎月、夫婦二人分を、A市に国民年金の住所変更手続をする前はB市の納付書で、住所変更後はA市の納付書で納付し、領収書を後日受け取っていた。

私は、実際には結婚した時からA市に居住していたが、同市への転入手続は昭和59年1月に行い、同市国民年金担当課でも住所変更手続を行った。

申立期間について、私は、一緒に国民年金保険料を納付していた夫が納付済みなのに、私が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

夫婦の納付記録を見ると、納付日の確認が可能な昭和62年4月から63年9月までの国民年金保険料について、すべて夫婦同日に保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる上、申立期間直後の昭和59年度について、夫婦共に3か月ごとに保険料を納付していることが、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳及び申立人の夫に係る同市の収滞納一覧表から確認でき、申立内容と符合している。また、申立期間は4か月と短期間であり、前後は現年度で納付済みであることから、申立人又はその夫が申立期間のみ申立人の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、住民票上申立期間中の昭和 59 年 1 月に A 市に転入しているところ、申立人の夫に係る同市の納付記録を見ると、夫は申立期間が始まる 58 年 12 月の国民年金保険料から納付を開始していることが同市収滞納一覧表から確認できることから、申立人についても、同市国民年金担当課への住所変更手続きに基づき同市から納付書の交付を受け、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の夫が経営する店に職員を集金に行かせていた金融機関は、申立期間当時は「外回りの行員が自営業のお客様から国民年金保険料をお預かりし、後日領収書をお返ししていました。」と説明しており、申立内容と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から40年3月までの期間、41年4月から同年8月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から40年3月まで  
② 昭和41年4月から同年8月まで  
③ 昭和48年10月から49年3月まで

実家の父親が、国民年金の加入手続をA市役所で行ってくれて、それ以降、私が結婚するまで国民年金保険料を納めてくれており、私が会社に勤めている期間も納めてくれていた。申立期間③については結婚後の期間なので、私が納めたはずだ。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて(413か月間)納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、婚姻までの期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年3月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立内容と一致する上、加入手続を行いながら、その直後の申立期間①を未納のままとするのは不自然である。

さらに、当時同居していた申立人の母親及び長兄のオンライン記録によると、申立期間①及び②については納付済みであることが確認できることから、申立人の父親が、申立人の当該期間についても国民年金保険料を納付したとするのが自然である。

加えて、申立期間③については、申立人に係るオンライン記録によると、そ

の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、本人が所持する国民年金手帳によると、当該期間直後の昭和 49 年 4 月 30 日に国民年金に係る住所変更の手続が行われていることが確認でき、この時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、窓口では前住所地の納付状況を確認することから、納付意識の高い申立人が、当該期間（6 か月間）の保険料を納付したとしても不自然ではない。

そのほか、一部未納があれば存在するはずの特殊台帳が無いことから、申立人の納付記録については適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から6年3月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については母親が管理していた。母親によると、私の姉については、学生が国民年金の強制加入被保険者となった年から保険料を納付し、私についても同様に保険料を納付したとしている。また、保険料の納付方法について、母親は、通常、市役所から送られてきた納付書によって市役所で納付していたが、督促を受けて、遅れて一括して納付することが多く、時には前年度の保険料をさかのぼって郵便局で納付することもあったとしている。母親が姉及び弟のいずれについても同様に保険料を納付したにもかかわらず、申立期間について、姉は納付済みとされていながら、私は未納とされている。申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号が払い出された第3号被保険者の事務処理日から、平成6年12月から7年1月ごろに行われたものと推認でき、この時点において、申立期間のうち、4年11月から6年3月までについては、過年度納付することが可能であったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人については、申立期間を除く20歳以降の国民年金の加入期間について、申立人の姉については、平成3年4月以降の国民年金の加入期間について、それぞれ国民年金保険料がすべて納付済みである。さらに、納付日が確認できる申立期間直後の3年間については、申立人及びその姉の納付日はすべて一致している上、年度末に一括してさかのぼっ

て納付している記録も確認でき、申立内容とも整合する。加えて、申立人の母親は、申立人の学生時代、行政機関からの督促に応じて申立期間の保険料を一括してさかのぼって納付することが多く、時には過年度納付することもあったとしており、これらのことを踏まえると、申立人の母親が申立人に係る当該期間の保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

一方、上記の国民年金の加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間のうち、平成4年7月から同年10月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から50年12月まで

私の厚生年金保険は、結婚後の昭和46年6月に会社を退職した際に脱退手当金を受け取ったが、国民年金については、同居していた私の母に加入を勧められて、50年12月に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。

その後、区役所の掲示板で国民年金保険料をさかのぼって納付することができることを知るとともに、母が自身の過去の保険料をまとめて納付した後、母からも、国民年金は40年間加入しないと受給できないので、母と同様に保険料を納付するように勧められたことから、私もすぐに夫と一緒に区役所へ出向き、昭和43年8月までさかのぼって保険料を納付した。

今となっては、当時の具体的な納付金額は定かではないが、保険料を納付するために、銀行で30万円から40万円を引き出したことを覚えている。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が自身の過去の国民年金保険料を納付した後、母親に勧められて、すぐに申立期間の保険料を納付したと申し立てしているところ、申立人の所持する母親の領収証書を見ると、昭和39年8月から43年8月までの保険料を、第3回目の特例納付期間中の55年3月8日に特例納付したことが確認できるなど、申立内容を裏付けるとともに、当時同居していたとする申立人の両親共に、国民年金被保険者期間の保険料を完納しているほか、申立人は、国民年金に任意加入した申立期間後における保険料をすべて納付し、第3号被保険者等との切替手続も適切に行われていることなどから、申立内容に特段不自然な点はうかがえない。



また、申立人に係る国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人が任意加入被保険者の資格を取得した昭和 50 年 12 月と推定されるとともに、申立人の夫は、結婚前後を通じて厚生年金保険被保険者であったことから、申立人が結婚して以降、当該任意加入被保険者の資格を取得する前までの期間は、本来任意加入期間における未加入期間であるものと考えられるところ、申立人の特殊台帳及び区の被保険者名簿を見ると、43 年 8 月 23 日までさかのぼって強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立人のオンライン記録によると、申立人に係る当初の厚生年金保険被保険者期間は、平成 21 年 1 月になって記録が追加され、国民年金被保険者の資格取得日を昭和 46 年 6 月 7 日に変更訂正されていることを踏まえると、第 3 回目の特例納付実施期間当時において、申立期間は、記録上、国民年金の強制加入期間であるものと認められる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するために、銀行から引き出したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 43 年 8 月から 46 年 5 月までの期間については、前述のとおり、平成 21 年 1 月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間が記録統合されるまで、国民年金の強制加入期間として記録されていたところ、この記録統合により、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間であることが判明している。しかしながら、当該期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給され年金受給額の算定基礎にはならない上、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人が当該期間を含めた国民年金保険料を納付して既に約 30 年が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重するに値するものと考えられ、国民年金被保険者となり得ないことを理由に、当該期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間としないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。したがって、申立人の納付記録については、当該期間も含めて国民年金の納付済期間とすべきものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年9月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から同年9月まで  
② 昭和60年4月から同年6月まで

私は、大学を卒業し、自営業である父の仕事を手伝いはじめた昭和59年4月ごろに、母が区役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が平成3年4月に就職するまで、母が私及び両親の3人分の国民年金保険料を、店に来ていた金融機関の行員に、区役所から送付されてくる納付書及び現金を渡して納付してくれていた。

申立期間は、両親共に国民年金保険料を納付済みであるのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年8月に払い出されていることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定されるとともに、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した59年4月から申立期間①直前の同年6月までの国民年金保険料をさかのぼって過年度納付していることが申立人のオンライン記録により確認できることから、申立期間①及び②の保険料は、加入手続が行われた時点において、納付が可能な過年度保険料である上、申立人は、申立期間①及び②を除き、申立人が共済組合の組合員となる直前の平成3年3月までの期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の母親が、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする両親のオンライン記録を見ると、両親共に昭和40年4月に保険料の納付を開始して以来、60歳期間満了までの約31年間にわたり、保険料を完納してい

ることから、母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ3か月間と短期間であるとともに、前後の期間は、それぞれ過年度により国民年金保険料を納付済みであることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人の母親が、過年度納付が可能な当該期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月までのうちの11か月  
私は、昭和36年ごろに、妻の分と一緒に国民年金の加入手続きを行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料は、すべて納付していたと思っていたのに、「ねんきん特別便」を見ると、申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において昭和36年8月に夫婦連番で払い出されていることから、このころに夫婦一緒に国民年金保険料を納付する意思を有して加入手続きが行われたものと推定されるところ、申立人の妻は、申立期間の一部を含む37年1月から同年9月までの期間について保険料を納付済みである。このことに関して、申立人の戸籍の附票を見ると、申立人及びその妻は、同年9月に同区からC市（現在は、D市）と一緒に転居していることが確認できることから、当該保険料は、夫婦がB区に居住していた期間中に納付されたものと考えられる。

また、当時申立人が勤務していた事業所が、転居前の昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことに伴い、申立人は、同年6月から厚生年金保険被保険者期間であるところ、申立人に係るD市（昭和\*年\*月にC市を含む3市が合併）の被保険者名簿を見ると、62年8月21日に当該厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、国民年金被保険者の資格を再取得した記載とともに、当該厚生年金保険被保険者の資格を取得した37年6月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を喪失させたことがまとめて記載され

ているほか、申立人の特殊台帳では、昭和 36 年度に納付済期間が特定されない 3 か月間の納付月数のみが記録されている以外は、申立期間当時を含めて強制加入期間における未納期間として記録されていることなどを踏まえると、申立人が、転居前の B 区において、申立人の妻と一緒に申立人の国民年金保険料を納付することが可能であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間の狭間における国民年金の切替手続を適切に行い、当該期間の国民年金保険料を完納している上、申立人の妻も、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの期間を除き、国民年金被保険者期間に保険料の未納が無いことから、基本的に納付意識が高いものと認められるものの、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人が、B 区に居住していた期間において、申立期間のうち、妻の保険料未納期間である同年 4 月から同年 12 月までの期間について、申立人の保険料のみを納付していたものとは考え難い一方、9 か月間と短期間である 37 年 1 月から同年 9 月までの妻の保険料納付済期間について、申立人の保険料のみを納付しない理由も見当たらない。なお、この場合、申立人の昭和 36 年度における 3 か月間の保険料納付済期間は、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間であるものとみるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの期間について、夫婦の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。しかしながら、同年 6 月から同年 9 月までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者期間であるから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年12月まで

国民年金の加入については、妻が、子供を出産後、2か月ほど経った昭和50年8月ごろ、A市B区役所に出向き加入手続をしてくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、妻が、過去の未納分の保険料について、加入手続時に手書きの納付書を発行してもらい、B区役所の窓口で納付し、また、加入後は、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたと思う。

加入手続の際に、妻の分も一緒に合わせて1万円ぐらいを支払ったように思う。

その後の国民年金保険料については、昭和51年6月の転居前の数か月間が慌ただしく、義母に保険料の納付を頼んだこともあったので、一時納付していない時期もあったかもしれないが、申立期間については、妻が夫婦二人分の保険料を一緒にきちんと納付してきたはずである。

妻の国民年金保険料が納付済みとされ、自分の保険料のみが未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和50年9月10日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、同年4月から同年12月までの国民年金保険料は区役所で納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和56年6月に厚生年金被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付しており、また、申立人の妻の保険料の納付状況をみても、国民年金の加入

手続後の保険料をほぼ完納しているなど、保険料の納付を担っていたとする申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間における妻の国民年金保険料は納付済みとなっている上、夫婦の保険料納付日が確認できる昭和60年4月から62年7月までの期間については、夫婦同一日に保険料を納付していることも確認できる。

加えて、申立人の妻は、昭和50年8月ごろに、申立人の加入手続を行った際に、窓口で納付可能な申立人に係る未納国民年金保険料及び自身の現年度保険料として、合わせて1万円程度を納付した記憶が確かにあり、その後は夫婦二人分の保険料を定期的に現年度納付してきたはずであると陳述しているところ、申立人の妻は、同年8月26日に、自身の同年7月から同年9月までの保険料3,300円について区役所窓口で納付していることが同人所持の領収証書により確認できる。

一方、申立人の分として区役所窓口で一括して現年度納付が可能な国民年金保険料は、昭和50年4月から同年9月までの6,600円であり、妻の分と合わせると9,900円となり、金額も一致しており、陳述に不自然な点は見られず、納付意識の高いと認められる申立人の妻が、申立期間のうち、自身の保険料と一緒に区役所で納付が可能な同年4月から同年12月までの保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

このほか、申立人の妻は、申立期間直後の昭和51年1月及び同年2月が未納（なお、昭和51年1月については、53年9月にその後の重複納付分の国民年金保険料が充当されたため、納付済みに訂正。）となっていることについては、当時は、転居の準備等に忙しく、母に納付等を依頼していた時期もあり、夫の保険料については納付していなかったかもしれないとして明確に記憶を整理するなど、一連の陳述内容の信ぴょう性は高いものと認められる。

しかし、申立期間のうち、昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料となり、区役所窓口で納付することはできないことから、当該期間の保険料については、加入手続の際に納付したものと考えることはできないほかに、申立人及びその妻が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から53年3月まで

時期は定かではないが、昭和54年5月に結婚する1年ほど前、母親が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

加入当初、母親が、集金人から、未納分をさかのぼって納付できることを聞いたことから、A市役所へ行き、さかのぼって納付できる期間の国民年金保険料の納付書を発行してもらい、銀行で納付したはずである。

また、さかのぼって納付したのはその1回だけのはずだと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和53年7月31日に払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳を見ると、国民年金強制加入被保険者資格の取得日は、当初、51年8月1日とされており、この手帳記号番号の払出時点及び資格の取得日からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号払出以降の国民年金保険料は、すべて納付済みとなっており、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は20か月と比較的短期間であり、また、国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親、一緒に納付していたとする申立人の父親及び兄夫婦の申立期間の国民年金保険料は、すべて納付済みとなっている。

加えて、申立期間当時、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする



申立人の母親は、i) 申立人の結婚が決まった際、集金人から過去の未納保険料分も納付できることを聞き、せめて結婚するまでの分は、納付済みにしようと考えたこと、ii) 再び集金人に相談すると、市役所へ行くよう勧められたため、直ちに市役所へ行き、納付書を作成してもらい、近くのB銀行で納付したことなどについて詳細に記憶している。

このほか、特殊台帳を見ると、申立人の加入当初の納付記録はすべて現年度納付となっている上、申立人の父母及び兄夫婦の納付記録も現年度納付となっていることから、国民年金に加入した当初、一度だけさかのぼって納付したとする申立人の母親の陳述の信ぴょう性は高く、申立期間の国民年金保険料について一括して過年度納付したものと認められる。

しかし、申立期間のうち、昭和51年8月については、厚生年金保険被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和51年9月から53年3月までの期間について、国民年金保険料の納付があったものとして記録を訂正することが必要である。

## 大阪厚生年金 事案 7803 (事案 4430 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 1 日から 36 年 8 月 25 日まで  
② 昭和 36 年 8 月 28 日から 40 年 12 月 26 日まで  
③ 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 2 月 19 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(申立期間①)、B社(申立期間②)及びC社(申立期間③)における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

それで、私は、申立期間①及び②に係る脱退手当金は受給した記憶が有るが、申立期間③に係る脱退手当金を請求した記憶は無く受給もしていないので申立期間③の記録を訂正してほしいと年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、申立期間③以前に脱退手当金の支給記録は確認できない上、申立期間③のみでは脱退手当金の受給要件(2年)を満たすことができず、このほか私が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然であるとして記録訂正は認められなかった。

しかし、前回の決定後、申立期間②のB社を退職した際に受給したのは申立期間①及び②に係る脱退手当金ではなく、雇用保険の失業保険金であったことを思い出したので、改めて、申立期間①、②及び③について申立てを行うこととした。

申立期間①、②及び③のすべての期間について脱退手当金の請求手続はしておらず、一部を受け取ったとする前回の申立ては記憶誤りであったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立て(今回の申立期間③)については、i) B社に係る健康保険厚

生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示は無い、ii) 申立期間以前に脱退手当金の支給記録は確認できない上、申立期間のみでは脱退手当金の受給要件(2年)を満たすことができず、このほかに申立人が受給を認めている期間のみで、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「委員会の前回決定後に、B社を退職時に受給したのは失業保険金であって、A社及びB社に係る脱退手当金ではなかったことを思い出した。」と申し立てている。

申立人は、前回の申立てにおいてA社及びB社に係る脱退手当金として1万円から2万円を受給したと陳述していたが、今回の申立てにおいては、受給したのは脱退手当金ではなく失業保険金であったと陳述を変更しているところ、申立人が陳述する金額とB社が保管する失業保険被保険者離職証明書(事業主控)から算出される失業保険金の月額(1万7,610円)は符合する上、オンライン記録において確認できる申立期間に係る脱退手当金は3万4,274円であることから、申立人が受給したのは、今回の申立てにおいて申立人が主張するとおり、脱退手当金ではなく失業保険金であったと考えるのが自然である。

また、申立人に係る脱退手当金は、C社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年3か月後の昭和43年5月27日に支給決定されており、同社が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難いところ、申立人は、当該資格喪失日の40日後にはD社に再就職しており、脱退手当金が支給決定された当時も同社に勤務しE共済組合に加入していたことを踏まえれば、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月16日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の預金口座の入出金記録から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し(平成12年7月16日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年8月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月21日から37年4月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社から関連会社であるB社に異動した時期であり、両社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の経理事務担当者を含む複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年4月1日であることから、申立人は、申立期間には、A社において被保険者であったと考えられ、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年4月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月5日から同年4月26日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、B社(A社に名称変更)C工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、入社する前の昭和20年4月25日まで勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する国民労務手帳の記録から判断して、申立人が昭和20年4月25日までA社でD業務従事者として勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人のA社における資格喪失日は、いずれも申立期間の始期である昭和20年1月5日と記録されている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日及び標準報酬月額の変遷は記録されているものの、資格喪失年月日欄が空欄となっており、当該日が記録されていない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、昭和19年1月に、標準報酬月額が80円から70円に減額改定されたと記録されているが、前述の被保険者名簿には、申立人の同年1月からの標準報酬月額は80円から90円に増額改定されたと記録されており、両記録は符合しない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人と同年の昭和17年に被保険者資格を取得している元従業員約300人の記録を見ても、標準報酬月額が減額改

定されている者は確認できない。

加えて、当該被保険者名簿において、申立人の次に記載されている者を見ると、資格喪失日は昭和 20 年 1 月 5 日、19 年 1 月からの標準報酬月額が 70 円と記録されており、これらはいずれも、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致している。

これらのことから、社会保険事務所が申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を作成するに当たって、前述の被保険者名簿で申立人の次に記載されている者を申立人と誤認し、それがオンラインにも記録された可能性が考えられるところ、日本年金機構 E ブロック本部 F 事務センターは、その可能性は否定できないとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の A 社における記録管理が適正に行われていなかったものと認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 4 月 26 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 19 年 12 月の社会保険事務所の記録から、90 円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日は昭和44年9月22日、資格喪失日は46年8月2日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月ごろから46年8月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社でC業務従事者として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社保管の厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を見ると、申立人が、昭和44年9月22日に被保険者資格を取得したことが確認できるところ、同社の人事担当者は、「申立人は、昭和44年9月22日から当社で勤務していたと思われる。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が昭和44年9月22日に被保険者資格を取得し、45年10月及び46年10月に標準報酬月額の定時決定を受けたことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人が、昭和44年9月22日から、昭和46年度の標準報酬月額の定時決定の対象となる昭和46年8月1日までの期間について、A社で勤務していたことが推認できる。

一方、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の昭和44年9月22日の資格の取得並びに45年10月及び46年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が、同年10月18日付けでさかのぼって取り消されていることが確認できる。

しかし、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、資格の取得等の記録をさかのぼって取り消すときの理由について、「短時間労働者で、被保険者の適用除外となることが後に判明したとき。」としているが、B社は、「申立期間当時のC業務従事者の勤務時間は不明だが、F職種の従業員であるC業務従事者をパートタイマーとして採用することは考え難い。」としており、申立人も、「申立期間当時に短時間労働であった記憶は無い。」と陳述している。

また、申立人の資格の取得等の記録が取り消された理由について、B社は、資料等が残っていないため不明としているほか、日本年金機構Dブロック本部E事務センターも、「関係資料の保存期間が経過しているため分からない。」としており、このほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者に該当しなかった事情は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、資格の取得の記録がさかのぼって取り消されている者が、申立人のほかに複数確認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和46年10月18日付けで行われた申立人の資格の取得及び標準報酬月額の時決定記録の取消処理は事実上即時のものとは考え難く、申立人について、厚生年金保険被保険者資格の取消処理を行う合理的な理由は無く、当該資格の取得及び標準報酬月額の時決定の取消処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日は44年9月22日、資格喪失日は46年8月2日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の資格の取得等の取消処理前における社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年12月30日から27年2月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を26年12月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月30日から27年2月16日まで  
② 昭和27年5月1日から30年2月28日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、一般従業員として事務等に従事していたB社から関連事業所であるA社へ転籍した時期であり、両社に継続して勤務していた。

申立期間②は、A社で、途中で退職することなくE市内にあった同社C支店で勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚等の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和26年12月30日にB社からA社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、A社の後継事業所であるD社は当時

の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社の後継事業所であるD社は、「申立期間当時の資料を保存しておらず、保険料控除の状況は不明である。」としているほか、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、事務担当者は連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間の末日である昭和30年2月28日付けで申立人を含む3人が被保険者資格を取得しており、これら3人は、いずれも申立期間に被保険者となっていないことが確認できるところ、申立人は、「私を含めたこれら3人は、いずれも申立期間当時の事業主の親族であり、申立期間当時、継続してA社C支店に勤務していた。」と陳述していることから、同社は、何らかの事情により、同社C支店に勤務し、事業主の親族である被保険者でなかった3人について、同日付けで資格の取得手続を行ったものと推認される。

さらに、申立人は、「申立期間当時、健康保険被保険者証を持っていた。」と陳述しているが、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の昭和27年5月1日の被保険者資格の喪失に伴って、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返還されたことを表す「證返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年4月30日）及び資格取得日（昭和42年5月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月30日から同年5月2日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社C工場D業務に従事した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、雇用形態が臨時工から正社員に変わった時期であるが、同社C工場に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社C工場において昭和40年3月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年4月30日に資格を喪失後、同年5月2日に同社C工場において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社の総務担当者の陳述等から判断して、申立人が申立期間もA社C工場に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、昭和42年4月30日の資格の喪失後、そのわずか2日後である同年5月2日に資格を再取得しており、当該総務担当者も、「申立期間当時の関連資料が残っていないので詳細は不明であるが、申立人の厚生年金保険の加入記録が空白となっているのはわずか数日であり、これにより申立期間の保険料が控除されなかったとは断言できない。」と陳述しており、このほかに、

申立期間の保険料が控除されなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和42年3月及び同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は連絡先不明であり、B社は関連資料が無いため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和57年3月に入社し、退職する平成8年11月までは、夫婦で住み込みのB業務従事者として仕事をしていた。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、会社名はA社、C社と変わっているが、A社の資格喪失日が昭和59年5月31日、C社の資格取得日は同年6月1日となっており、被保険者期間が1か月欠落している。A社とC社は関連会社であり、継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、C社の会社成立時の代表取締役名及び本店所在地が、A社と同一であることが確認できることなどから、両社は関連企業であると認められる。

また、C社は、昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで資格を取得している申立人を含む16名はすべて、A社から転籍した者であることが確認できることから、当該16名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立人は申立期間も勤務していた。当時、A社からC社へと社名が変更されたが、勤務場所、業務内容及び勤務形態などすべて変更もなく、前後の期間も同じように勤務していた。」旨の陳述が得られた。

さらに、A社は、「当時、当社D支社の全社員がC社に転籍することとなっ

たが、これらの社員は一旦退職することもなく、両社に継続して勤務していたはずである。」旨を回答している。

加えて、A社の役員は、「当時の事務担当者が既に退職し、資料も残っていないため詳細は不明であるが、A社D支社の全社員がC社に移籍した当時において、給与計算及び社会保険関係事務は親会社であるA社で一括して行っていたと考えられる。」と回答している。

また、申立人と同様に、同時期に転籍した同僚15名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立期間も給与から厚生年金保険料は控除されていたように思う。」旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和59年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和41年11月1日であると認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月ごろから25年3月ごろまで  
② 昭和40年7月ごろから同年10月ごろまで  
③ 昭和41年6月ごろから同年10月1日まで  
④ 昭和41年10月21日から同年11月ごろまで  
⑤ 昭和59年6月ごろから同年10月ごろまで  
⑥ 昭和60年7月ごろから同年9月ごろまで

申立期間①は、B社（現在は、C社）にD業務従事者として勤務した。

申立期間②は、N建物内に所在したE社にF業務従事者として勤務した。

申立期間③及び④は、昭和41年6月ごろにA社（現在は、G社H支店）に入社し、同年11月ごろまで勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社における資格取得日が同年10月1日（申立期間③）、資格喪失日が同年10月21日となっている（申立期間④）。

申立期間⑤は、I社J支店に勤務した。

申立期間⑥は、K市に所在したL社に勤務した。

しながら、社会保険事務所の記録では、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人は昭和41年11月ごろまでA社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年10月21日となっていることが納得できないと申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人の同社における資格取得日は同年10月1日、資格喪失日は同年10月21日と記録されている。

しかしながら、雇用保険の記録及びG社H支店の回答から、申立人は、申立期間の昭和41年10月21日から同年11月1日までにおいてもA社に継続して勤務していたことが確認できることから、申立人の同社における資格喪失日は、同年11月1日であると認められる。

申立期間①について、申立人は、昭和24年7月ごろにB社に入社し、25年3月ごろまで継続して勤務したと申し立てているところ、同社は、「当社が保管している社員カード等関係書類を確認したが、申立人に係る記録は見当たらなかったため、申立人の在職は不明。」と回答している。

また、C社は、「当社では、申立期間当時における厚生年金保険の被保険者資格取得届及び同喪失届を保管しているが、申立人に係る両届出書が見当たらないことから、申立人の資格取得手続は行っていないと考えられる。また、厚生年金保険に加入させていない者から保険料を控除することはない。」旨回答している。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の同僚を抽出して調査したものの、申立人の在職及び厚生年金保険料の控除等を明らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和40年7月ごろにE社へ入社し、同年10月ごろまでF業務従事者として勤務したと申し立てているところ、申立人は、同社から支給された当時の名刺を所持している上、当該名刺に記載された同社の所在地とM社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている同社の所在地が一致していることから、勤務時期及び期間は特定できないものの、申立人は、M社に勤務していたものと考えられる。

しかしながら、M社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和42年8月1日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、M社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者のうち二名は、「M社が適用事業所となってからも、F業務従事者は社会保険に加入していなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、M社は昭和53年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿から複数の同僚を抽出して調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除など、当時の事情を明

らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかった。

一方、申立人は、「E社での勤務地は、上記の名刺に記載されている所在地ではなく、N建物内であった。」と陳述しているものの、O社は、「N建物が開業したのは昭和44年である。また、同建物にE社が入居していたとする記録は無い。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、昭和41年6月ごろにA社に入社したと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は、申立期間中の昭和41年9月2日となっていることが確認できる。

また、G社H支店は、「当時、厚生年金保険については、本人の希望により加入させており、加入させる場合でも入社してから一定期間経過後に加入させていた可能性がある。また、加入させていない者の給与から保険料を源泉控除することはなかった。」旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出して調査したところ、「時期及び期間は不明であるが、A社において申立人と一緒に勤務した記憶がある。」旨の回答が得られたものの、当該同僚は、「私は、昭和39年11月にA社に入社したが、ねんきん特別便の記録では資格取得日が40年3月1日となっている。」とも陳述しており、同社では、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、昭和59年6月ごろから同年10月ごろまでI社J支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、I社人事部は、「当社の記録を確認したが、申立人が正社員として在籍していたとする記録は見当たらない。また、当社が保管する社会保険被保険者台帳にも申立人の記録は見当たらないことから、当社では、申立人に対する厚生年金保険の資格取得手続は行っていなかったと考えられ、厚生年金保険に加入させていない者の給与から保険料を控除することはなかった。」旨回答している。

なお、I社人事部は、「厚生年金保険の適用については、本社における一括適用の事業所であった。」としていることから、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人に係る被保険者記録は見当たらなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人は昭和60年7月ごろから同年9月ごろまでK市に所在したL社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務していたとするL社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、L社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年3月31日、資格喪失日に係る記録を同年10月21日とし、申立期間の標準報酬月額を、同年3月は10万4,000円、同年4月は12万6,000円、同年5月から同年9月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年10月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社にはその前身のB社から引き続き勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

当時の給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳及び給与一覧表から判断すると、申立人は、申立期間にA社で勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、上記給与明細書等において確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成18年3月は10万4,000円、同年4月は12万6,000円、同年5月から同年9月までは17万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成18年12月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、商業登記簿により、同社は17年11月21日に設立されていることが確認

できるところ、申立期間当時は法人事業所であれば従業員数が一人であっても適用事業所としての要件を満たしていることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月16日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、C社からA社へ出向した時期であり、いったん退職することなどは無かったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社及びB社から提出された人事記録、E健康保険組合から提出された健康保険加入証明書並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もC社及びA社で継続して勤務し（昭和40年3月16日にC社からA社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年5月の社会保険事務所の記録及び35年5月1日から40年4月30日までの期間に適用された標準報酬月額の等級区分から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日は昭和23年6月19日、資格喪失日は24年8月5日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年6月から同年12月までは600円、24年1月から同年4月までは2,400円、同年5月から同年7月までは2,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月19日から24年8月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C工場で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では1年ほど勤務し、同社で厚生年金保険の加入記録が有る妹とも半年程一緒に勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妹並びに複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が、申立期間当時、A社C工場で勤務していたことが推認できる。

一方、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名の被保険者記録が有り、資格喪失日が昭和24年8月5日と記載されているものの、生年月日及び資格取得日は記載されていない。

また、B社から提出された「厚生年金決定通知書」には、申立人と同姓同名の者に係る記録が有り、生年月日は申立人と異なる昭和6年3月2日、資格喪失日が24年8月（日付は判読不能）と記載されているものの、資格取得日は記載されていない。

さらに、上記二つの記録の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と下5桁が一致する番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、生年月日は



異なるものの（昭和6年3月2日）、申立人と同姓同名で、A社C工場における資格取得日が昭和23年6月19日、資格喪失日が24年8月5日となっている被保険者記録であることが確認できる上、当該記録は基礎年金番号に未統合となっている。

加えて、オンライン記録により、申立人の基礎年金番号には、「D」という記号番号の記録が、平成21年12月9日に統合されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社C工場における資格取得日は昭和23年6月19日、資格喪失日は24年8月5日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和23年6月から同年12月までは600円、24年1月から同年4月までは2,400円、同年5月から同年7月までは2,500円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和42年8月1日から43年6月20日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA氏（船舶所有者）における資格取得日に係る記録を42年8月1日、資格喪失日に係る記録を43年6月20日とし、申立期間の標準報酬月額を、42年8月は1万6,000円、同年9月から43年5月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から43年6月まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A氏所有のB船に乗っていた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間当時は、毎年8月から翌年6月までの漁期にはB船に乗っており、申立期間の前後の年には同漁期の船員保険加入記録が有る。

申立期間についても、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A氏所有の船舶の元船員4人は、「申立期間当時、申立人は、毎年、漁期には乗船していた。申立期間も乗船していたと思う。」と陳述している。

また、船舶所有者「A氏」に係る船員保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る30人について加入状況を確認したところ、漁期と漁期の間とみられる短期の未加入期間が有る者は多数いるものの、申立人のように1年半程度も未加入期間の有る者はいない。

以上のことから、申立人は、漁期である申立期間もA氏所有のB船に乗っていたことが推認できる。

また、元船員3人は、「B船では船員保険に未加入の船員はいなかった。」

と陳述している。

さらに、前述の複数の船員の加入記録から、B船の船員の一漁期における船員保険加入期間は毎年8月1日から翌年6月20日までであったと考えられるところ、申立人の加入記録を見ると、申立人は、A氏所有の船舶において、申立期間の前後の期間についても、おおむね毎年8月又は同年9月から翌年6月までの期間に船員保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和42年8月1日から43年6月20日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の当該期間における標準報酬月額の記録から、昭和42年8月は1万6,000円、同年9月から43年5月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和52年に船員保険の適用事業所でなくなっているため不明であるものの、申立期間の船員保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年8月から43年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月 14 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 59 年 1 月 14 日、資格喪失日に係る記録を同年 2 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月 17 日から同年 6 月 4 日まで  
② 昭和 45 年 6 月 15 日から同年 9 月 2 日まで  
③ 昭和 58 年 10 月 7 日から同年 11 月 2 日まで  
④ 昭和 59 年 1 月 14 日から同年 2 月 1 日まで  
⑤ 昭和 60 年 2 月 23 日から同年 3 月 15 日まで  
⑥ 昭和 60 年 3 月 23 日から同年 4 月 16 日まで  
⑦ 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 6 月 19 日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私が所持する船員手帳によると、申立期間①は B 社で、申立期間②は C 社で、申立期間③及び④は A 社で、申立期間⑤及び⑦は D 社で、申立期間⑥は E 社でそれぞれ雇用され、乗船勤務していた。

申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、申立人が所持する船員手帳及び A 社が保管する賃金台帳により、申立人が同社所有の F 船に船長として乗船し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、

20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人が所持する船員手帳により、申立人がB社所有のG船にH業務従事者として乗船していたことが認められる。

しかし、B社に係る船舶所有者別船員保険被保険者名簿及び申立人の叔父の陳述から、同社の代表者は申立人の父及び伯父であることが確認できるが、いずれも既に死亡していることから、申立期間の保険料控除について確認できない。

また、前述の船員手帳によると、G船の所有者はB社となっているが、船員保険の記録を見ると、申立人及び同船の船長であった二人は、同船の乗船期間にC社において船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立人が申立期間に同社で被保険者資格を取得していた可能性も考えられるが、同社の事業主は申立人の父であり、前述のとおり既に死亡していることから、申立期間の保険料控除について確認できない。

さらに、船員手帳に記載されている船長の連絡先は不明である上、申立人は、当該船長以外の同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から保険料控除等についての陳述を得ることができない。

加えて、B社及びC社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間の船員保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持する船員手帳により、申立人がC社所有のI船にH業務従事者として乗船していたことが確認できる。

しかし、C社は既に解散している上、申立期間当時の同社の事業主は申立人の父であるが、既に死亡していることから、申立期間の保険料控除について確認できない。

また、C社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和45年9月2日に被保険者資格を取得している者が申立人以外に二人（親子）いることが確認できるが、そのうちの一人が所持する船員手帳の記録及び同人の陳述によると、当該二人は同年8月1日からI船に乗っており、乗船後約1か月の被保険者記録が無いことから、同社では、乗船後すぐには船員を船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、船員手帳に記載されている船長の連絡先は不明である上、申立人は、

当該船長以外の同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から保険料控除等についての陳述を得ることができない。

加えて、C社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間の船員保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間③については、申立人が所持する船員手帳により、申立人がA社所有のF船に船長として乗船していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間は臨時雇用であったとしているところ、A社は、船員を臨時雇用した際は船員保険に加入させていなかったと回答しており、同社が保管する賃金台帳を見ても、申立人の申立期間に係る給与から保険料を控除していないことが確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間の船員保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間⑤及び⑦については、申立人が所持する船員手帳により、申立人がD社所有のJ船に船長として乗船していたことが確認できる。

しかし、D社は既に解散している上、同社の代表清算人及び申立期間当時の事業主に照会文書を送付したが回答が無いことから、申立期間の保険料控除について確認することができない。

また、D社に係る船員保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元船員一人は、申立人を記憶していない上、申立人は同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から保険料控除等についての陳述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の船員保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間⑥については、申立人が所持する船員手帳により、申立人がE社(現在は、K社)所有のL船にM業務従事者として乗船していたことが確認できる。

しかし、K社は、申立人の申立期間に係る給与から保険料を控除したかは不明と回答している。

また、申立人は、申立期間について臨時雇用であったとしているところ、E社で臨時雇用され、昭和63年4月から同年5月にかけての1か月間、同社のほかの船舶の船長であったとする者について、同社に係る船員保険被保険者名簿において当該期間の被保険者記録が確認できないことから、同社では、臨時雇用の船員については船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、船員手帳に記載されている船長の連絡先は不明である上、申立人は当該船長以外の同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から保険料控除等についての陳述を得ることができない。

加えて、E社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間の船員保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦に係る保険料控除を

確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7817

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年10月から20年7月までの標準報酬月額については、110円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月から同年10月1日まで  
② 昭和19年10月1日から20年9月まで  
③ 昭和20年10月から21年9月1日まで  
④ 昭和22年1月から23年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①及び②はA社で、申立期間③はI社で、申立期間④はC社でそれぞれ勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社に係る補助簿（日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、同社に係る記録について、年金手帳記号番号の払出し順に記録された補助簿は有るが、申立期間当時に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現存していないとしている。）及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人が、昭和19年6月1日に同社F支店で資格を取得し同年10月21日に資格を喪失していること、及び当該被保険者記録が基礎年金番号に未統合となっていることが確認できる。

また、申立期間②については、申立人は、昭和19年末ごろにA社F支店から同社G支店に転勤したと陳述しているところ、当該転勤時期は上記の未統合



記録の資格喪失日とおおむね符合している上、申立人の同社G支店における業務内容等についての陳述は具体的であり、不自然な点も見られない。

さらに、申立人は、A社G支店での同僚として4人の名字を挙げているところ、そのうちの1人の名字は、前述の同社に係る補助簿を被保険者の名字で五十音順に並べ替えた別の整理簿において1人しか確認できない上、同整理簿により、同人は同社G支店が所属する同社本社で昭和19年6月1日に資格を取得し、20年8月26日に資格を喪失していることが確認できることから、申立人の陳述は信ぴょう性が高いと認められる。

加えて、前述の補助簿において申立期間に被保険者記録の有る一人は、「私はA社G支店でH業務をしていたが、同支店で勤務していた従業員は、全員が同社の社員だった。」と陳述している。

これらのことから、申立人は、上記未統合記録において資格喪失日として記録されている昭和19年10月21日以降もA社で勤務していたことが推認されるところ、申立人は、20年9月ごろまで同社で勤務したと陳述しており、また、同社の被保険者の大半は、同社が解散した同年8月26日に一斉に資格を喪失していることが前述の補助簿において確認できることから、申立人も同日までは同社で雇用されていたものと推認できる。

一方、申立期間当時に作成されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは現存していないと回答しており、何らかの事情により消失したものと推認される。また、現存する補助簿は同被保険者名簿に代わるものとして後に復元されたと考えられるが、オンライン記録が有りながら補助簿に氏名が確認できない者及び補助簿において資格を取得した旨記載されている被保険者の中には、資格取得日が旧台帳及びオンライン記録と一致しない者が多数確認でき、被保険者名簿の復元が十分に行われなかったことがうかがえる。この事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の消失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な消失等から半世紀を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年8月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和19年10月の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、110円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿を紛失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

申立期間①については、当時、労働者年金保険法の適用範囲は、一定の事業所に使用される「男子筋肉労働者」に限定されており、その後、昭和19年2月の同法的大幅改正により、名称を厚生年金保険法に改めるとともに、同年6月1日から適用範囲を「一般職員を含む男女労働者」に拡充し、その保険料納付は同年10月1日から施行された。

一方、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人に係る欄を見ると、「改」を○で囲った印が押されていることが確認できる。これは、昭和19年6月1日の厚生年金保険法の施行時において、従前から健康保険の被保険者であったことを示すことから、申立人は、時期は特定できないものの同年5月31日以前からA社で勤務していたと認められる。

しかし、前述の「改」を○で囲った印は、前述のとおり、昭和19年6月1日の制度改正により被保険者の適用範囲が拡大された際に被保険者となったことを示すことから、保険料の徴収及び被保険者期間の算定は、同年10月1日から開始されたと認められる。

また、B社は、申立人に関する資料等が保存されていないことから、申立期間の保険料を控除したかは不明であると回答している。

さらに、申立人は、「申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と陳述している。

申立期間③については、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同僚であったとする者と同姓の記録が有ることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、I社は、「申立期間当時の関連資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等については不明である。」としている。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り連絡先が判明した4人に照会し3人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等は確認できない。

さらに、申立人は、「健康保険被保険者証をもらった記憶は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」としている。

申立期間④については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が同僚であったとする二人の記録が有ることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、C社は、昭和26年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記の記録も見当たらないことから、事業主から、申立人の申立期間の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することはできない。

また、前述の被保険者名簿から、申立期間前後に被保険者記録が有り連絡先の判明した二人に照会し、一人から回答が有ったが、同人は申立人を覚えていないことから、申立人の勤務実態や保険料控除の状況等は確認できない。

さらに、前述の聴取できた一人は、「私にもC社に入社してから2年間ほど厚生年金保険に加入していない期間がある。その期間の給与から保険料控除されていたかどうか分からない。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿における申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、③及び④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和30年9月22日から同年12月2日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年12月2日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年9月17日から24年まで  
② 昭和29年3月5日から同年7月1日まで  
③ 昭和30年2月10日から同年5月24日まで  
④ 昭和30年9月22日から31年8月1日まで

父の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

父は申立期間①については、加入記録の有る期間から引き続き昭和24年まで継続してB社(現在は、C社)で勤務した。

申立期間②、③及び④については、正確な時期及び期間は特定できないが、いずれかの申立期間にD社で勤務した。なお、申立期間④については、直前に記録の有るA社で引き続き勤務したかもしれない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、オンライン記録によると、A社は昭和30年9月22日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており(以下、全喪という。)、同社に係る事業所台帳にも「昭和三十年九月二十二日附認定廃止」と記載されている。

しかし、当該台帳を見ると、当該認定廃止については「31.2.7 処理」と記

載されている上、昭和30年12月2日に1人の資格喪失届が受け付けられたこと、及びその時点において申立人を含む7人の被保険者がいたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の標準報酬月額は、同社の全喪日（昭和30年9月22日）より後の同年10月1日に定時決定がなされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、少なくとも昭和30年12月2日まではA社で勤務し、同社についても少なくとも同日時点では厚生年金保険の適用事業所としての実態があったと考えられるところ、31年2月7日に、30年9月22日までさかのぼって全喪手続が行われ、当該手続によって申立人も被保険者資格を喪失したものと認められる。

しかし、社会保険事務所において当該遡<sup>そきゅう</sup>及喪失処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は昭和30年12月2日であると認められる。

また、昭和30年9月から同年11月までの標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間①については、申立人の子は、「父は昭和24年ごろまではB社で勤務していた。」と申し立てている。

しかし、C社から提出された労働者名簿には、申立人が昭和20年6月まで同社に在籍していた旨の記載が有るものの、同社は、「申立期間当時の関連資料で現存するものは労働者名簿と社史のみであり、申立人の申立期間に係る勤務は確認できない。」としている。

また、B社の社史を見ると、申立人が勤務していたとみられる同社E工場は昭和20年6月15日に操業が完全に停止して、同年9月18日（申立人の資格喪失日の翌日）に閉鎖され、残務整理要員を残して解散したと記載されている。

さらに、B社において申立期間に厚生年金保険の加入記録が有る元従業員47人に照会したものの、申立人の申立期間における勤務は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②、③及び④については、申立人の子は、「正確な時期及び期間は分からないが、父はこのいずれかの時期にD社に勤務していた。」と申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年10月1日であり、申立期間②及び③並びに申立期間④の一部期間は適用事業所でない。

また、D社は、「申立人に関する記載のある人事資料等が無いので、申立人の申立期間における勤務は確認できない。」としている。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、適用事業所となった日（昭和30年10月1日）から申立期間の終期（昭和31年8月1日）までの間に資格を取得している元従業員に照会し7人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務状況等は確認できない。

加えて、D社の社史で確認できる申立期間当時の従業員数は35人であるが、前述の被保険者名簿で確認できる被保険者数は26人と少ないこと及び元従業員の陳述から、同社では、適用事業所となった後も、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえるところ、同社及び同社の元事務担当者は、「適用事業所となる前の期間を含め、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除するようなことはなかったと思う。」としている。

このほか、申立人の当該期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成11年8月から12年8月までの期間は28万円、同年9月から13年7月までの期間は32万円、同年8月は34万円、同年9月から14年3月までの期間は36万円、同年4月から同年7月までの期間は38万円、16年4月から同年8月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成16年12月24日の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年8月1日から16年9月1日まで  
② 平成16年12月24日

私は、平成9年4月から17年2月までA社に勤務していたが、在職中の16年5月ごろに社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険料の納付額について調査を依頼した。その結果、標準報酬月額が実態と異なることが発覚し、さかのぼって記録の訂正をしてもらったが、時効の対象となった期間は訂正されておらず、当該調査後の期間も実態と異なる記録となっている期間がある(申立期間①)。

また、平成16年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額に係る記録が無い(申立期間②)。

申立期間の給与明細書及び賞与明細書を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（特例法）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成11年8月から12年8月までの期間は28万円、同年9月から13年7月までの期間は32万円、同年8月は34万円、同年9月から14年3月までの期間は36万円、同年4月から同年7月までの期間は38万円、16年4月から同年8月までの期間は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないものの、平成11年8月から14年7月までの期間及び16年4月から同年8月までの期間について、給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年8月から16年3月までの期間については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額又は低額となっていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、オンライン記録に標準賞与額の記録は確認できないが、賞与明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成16年12月24日の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な



い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年2月は50万円、同年3月は32万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は41万円、17年1月並びに同年3月から同年6月までの期間は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は41万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は41万円、18年1月は44万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年12月及び19年1月は41万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月は36万円、同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月から20年5月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月9日から20年7月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、平成16年1月から20年7月までの期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額よりも、低く届出されていることがわかった。給与支給明細上の賞与としての支給は、あくまで名目上であり毎月の給与に総売り上げの18%（約10万円）が加算されて支給されていた。会社としては、加算額の支給については、貸付金として整理をして、賞与支給時に清算し、残りの差引額を賞与支給時に支払っているとの見解であるが、実質的には給与として支払われていたものと認識している。

傷病手当金の標準報酬月額の差額分を請求することを考えており、標準賞与額としてではなく、加算支給額を標準報酬月額に含めた月額に至急、訂正

してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与支給明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除合計額及び報酬月額の合計額から、平成16年2月は50万円、同年3月は32万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は41万円、17年1月並びに同年3月から同年6月までの期間は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は41万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は41万円、18年1月は44万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年12月及び19年1月は41万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月は36万円、同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月から20年5月までの期間は38万円とすることが妥当である。

一方、平成16年1月、同年4月及び同年5月、17年2月、18年2月及び同年3月、同年11月、19年6月及び同年7月、20年6月は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額を超えているか、又は同額であると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給時に給与から保険料控除したが、保険料は納付していないとされていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 7821

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。平成9年7月1日に子会社へ出向となったため、所属部署が同社B支店から同社本社に変わったが、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間に同社B支店に継続して勤務し(平成9年7月1日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届において事務過誤があったとし、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が平成9年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年11月は41万円、同年12月から14年12月までの期間は28万円、15年1月から同年10月までの期間は26万円、同年11月から16年4月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給与額より低く届出されていることが分かった。申立期間は、約29万円の支給があったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与支給明細書（平成14年11月分及び16年5月分）、「市民税・県民税特別徴収税額の変更決定通知書（平成14年度及び15年度）」、B市が提出した「住民税所得・課税証明書（平成16年度）」及び申立人の雇用保険受給資格者証に記録されている離職時賃金日額等から判断すると、申立人の申立期間における給与支給総額及びこれに相当する標準報酬月額は、平成13年11月及び同年12月が40万6,540円（41万円）、14年1月から同年9月までの期

間が34万5,404円(34万円)、同年10月が36万1,871円(36万円)、同年11月及び同年12月が34万5,404円(34万円)、15年1月から同年10月までの期間が26万8,276円(26万円)、同年11月から16年3月までの期間が29万700円(30万円)、同年4月が28万7,587円(28万円)であることが推認できる。

また、申立人の同僚3人が提出した申立期間すべてを含む当該同僚の給与支給明細書及びこのうちの1人が申立人と同職種であり、申立人が提出した上述の給与支給明細書において控除された月分の厚生年金保険料額が同額であることから判断すると、申立人の申立期間における給与から控除された保険料額及びそれに相当する標準報酬月額は、平成13年11月が3万5,567円(41万円)、同年12月から15年3月までの期間が2万4,290円(28万円)、同年4月から同年10月までの期間が2万4,290円(36万円、控除保険料額は同額であるが、保険料率の変更があったため。)、同年11月から16年4月までの期間が1万9,012円(28万円)であったことが推認できる。

一方、A社に係るオンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成13年11月1日付け(処理日は平成13年12月21日)の随時改定により41万円から15万円に減額され、14年10月1日付け(処理日は平成14年9月26日)及び15年9月1日付け(処理日は平成15年8月21日)の定時決定においてもそれぞれ8,000円ずつ減額されていることが確認できる。

このことに関し、A社の元経営者は、当時の資料を保管しておらず、従業員の保険料控除については不明であるとしながらも、当時は経営が苦しく、厚生年金保険料が支払えないので、従業員について実際の給料より低い報酬月額を届け出たという話を経理担当者から聞いた記憶があると陳述している。

これらのことから総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年11月は41万円、同年12月から14年12月までの期間は28万円、15年1月から同年10月までの期間は26万円、同年11月から16年4月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、申立人の給与収入を証明する書類等から推認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、平成13年11月から16年4月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年6月26日から同年9月26日までの期間について、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年6月26日、資格喪失日は同年9月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,500円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和24年9月26日から同年10月26日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を同年9月26日に、資格喪失日に係る記録を同年10月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月26日から同年9月26日まで  
② 昭和24年9月26日から同年10月26日まで

私は、昭和23年4月26日から53年1月31日までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれも同社D工場に在籍し、申立期間①は同社B工場に、申立期間②は同社C工場にそれぞれ出張勤務していた期間に当たるので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同姓同名、同一生年月日で、記号番号が申立人の基礎年金

番号と一致する未統合の被保険者記録があり、当該記録の資格取得日は昭和24年6月26日、資格喪失日は同年9月26日となっており、その被保険者期間は申立期間①と一致していることが確認できる。

また、当該被保険者名簿には、申立人がA社D工場から同社B工場と一緒に異動した同僚として名前を挙げた複数の同僚の被保険者記録が確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の被保険者記録であると認められ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年6月26日、資格喪失日は同年9月26日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社B工場における昭和24年6月の被保険者記録から、3,500円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社の人事記録、F厚生年金基金の加入員台帳、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和24年9月26日にA社B工場から同社C工場に異動、同年10月26日に同社C工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間①の未統合となっている申立人のA社B工場における昭和24年6月の被保険者記録及び同社E工場における同年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月から32年12月まで  
社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務していた昭和30年5月から32年12月までが厚生年金保険の未加入期間となっている。

私が再度A社に勤務した昭和36年6月1日から7月30日までは、厚生年金保険の被保険者期間となっているにもかかわらず、同様の勤務形態で勤務していた申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることは納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年10月1日までの期間において、同社にB業務従事者として勤務していたことが推定できる。

また、同僚二人は、「申立期間当時のA社では、社員として勤務している者は、全員が厚生年金保険に加入していると思う。」旨陳述しているところ、申立人及び複数の同僚が、B業務従事者として氏名を挙げた者については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢かつ同職種の同僚の標準報酬月額の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成11年10月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和30年5月から31年4月1日までの期間及び同年10月1日から32年12月までの期間について、申立人は、「正確な入社日及び退職日までは覚えていないが、少なくとも2年間以上はA社に勤務しており、慰安旅行にも2回参加している。」旨陳述し、うち1回の慰安旅行の写真を提出しているものの、申立人は、当該旅行の時期を正確に記憶しておらず、写真に写っている同僚も、当該旅行の時期を覚えていないことから、申立人が提出した写真の撮影時期を特定できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の当該申立期間における同社在籍を推認できる陳述は得られなかったほか、昭和32年4月に同社に入社したとする同僚4人は、「申立人のことは覚えていない。」旨陳述している。

さらに、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、給与計算を担当していたとされる同僚は所在不明であるため、同社及びこれらの者から、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間のうち、昭和30年5月から31年4月1日までの期間及び同年10月1日から32年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和30年5月から31年4月1日までの期間及び同年10月1日から32年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年9月1日から5年3月27日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額が16万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月1日から同年9月1日まで  
② 平成4年9月1日から5年3月27日まで

私は、平成2年5月1日から6年8月末ごろまでA社に継続して勤務していた。

なお、社会保険事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、平成2年5月1日から4年2月1日までの期間は、B社での厚生年金保険被保険者期間、同年9月1日から5年3月27日までの期間は、C社での被保険者期間となっており、当該事情は分からないが、4年2月1日から同年9月1日までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

また、社会保険事務所の記録では、C社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額と比較して低額となっており、私は、毎月18万円程度の給与を現金で受け取っていたので、当該期間に係る標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初16万円と記録されていたところ、C社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年3月27日）よりも後の平成7年3月3日に4年9月1日に遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間にC社での厚生年金保険被保険者資格

を取得していることが確認できる複数の者について、申立人と同日の平成7年3月3日付けで標準報酬月額が8万円に遡及訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年9月1日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円とすることが必要である。

一方、申立人は、申立期間②において、月額18万円の給与を支給されていたと申し立てており、「私は、毎月の給与支給日にA社の口座から自身の給与として現金18万円を引き出しており、当該金額は、所得税及び各種保険料を控除した後の手取額であると思っていた。」旨陳述しているものの、同社の事業主は、「当社は、社会保険事務所に適用事業所としての届出を行っていないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」旨陳述している。

また、申立人及びA社の事業主は、「A社では、給与明細書等は無かった。」旨陳述している上、同社は、平成14年12月3日に法人解散していることから、申立人の申立期間②に係る給与の支給実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

さらに、A社の事業主は、「当社は、C社とは関係が無いので、当社の正社員であった申立人が、同社での厚生年金保険被保険者資格を取得している事情及び同社での申立人の被保険者期間に係る保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、C社は、既に適用事業所ではなくなっており、同社の事業主及びオンライン記録から同社での被保険者記録が確認できる者に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、A社の事業主の陳述から、申立人は、当該申立期間において同社に正社員として在籍していたことが推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い上、同社の事業主は、「当社は、社会保険事務所に適用事業所としての届出を行っていないので、当該申立期間を含めて、申立人の給与から厚生年金保険料を控除す

ることはなかった。」旨陳述している。

なお、申立人は、「平成2年5月1日から6年8月末ごろまでA社に継続して勤務していた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成2年5月1日にB社での厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同社が適用事業所ではなくなった4年2月1日に被保険資格を喪失後、同年9月1日にC社での被保険者資格を取得したことが確認できる。

しかし、A社の事業主は、「当社は、B社及びC社とは関係が無いので、当社の正社員であった申立人が両社での厚生年金保険被保険者資格を取得している事情及び両社での申立人の被保険者期間に係る保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

また、申立人は、「B社及びC社での厚生年金保険被保険者となっている事情は分からないが、A社では、毎月の給与支給日に同社の口座から自身の給与として現金を引き出しており、当該金額は、所得税及び各種保険料を控除後の手取額であると思っていた。」旨陳述しているものの、申立人及びA社の事業主は、「A社では、給与明細書等は無かった。」旨陳述しているため、同社での申立人に係る給与の支給実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

さらに、B社及びC社は、いずれも既に適用事業所ではなくなっており、B社の当時の事業主は所在不明である上、C社の事業主及びオンライン記録から各社での被保険者記録が確認できる者に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立人がA社での同僚として名前を挙げ、平成5年ごろまで同社に勤務したとする同僚は、オンライン記録から、申立人と同様にB社が適用事業所ではなくなった4年2月1日と同日に同社での被保険資格を喪失していることが確認でき、当該同僚の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月21日から同年3月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社からB社が分社化されて同社に異動した時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し（平成3年3月1日にA社から関連会社のB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成3年2月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月30日から50年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社がB社に名称変更された時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社と同一の事業主が経営する事業所で継続して勤務し（昭和50年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和49年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る商業登記簿謄本及び雇用保険の記録により、申立期間当時、同社では、5人以上の従業員が継続して勤務していたことが確認できることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成2年7月31日まで勤務しており、このことを証する事業主発行の離職証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された事業主発行の離職証明書、雇用保険の記録等により、申立人が申立期間もA社で勤務したことが認められる。

また、申立人提出の給与明細書から、申立期間当時、A社では、保険料は翌月控除であったと考えられるため、平成2年7月の給与において2か月分の保険料が控除されることとなるが、当該月の給与明細書を見ると、1か月分の保険料（厚生年金保険料7,973円及び健康保険料5,561円）しか控除されていない。しかし、申立人提出の給与振込通帳を見ると、振込額は、給与明細書に記載されている差引支給額(12万6,266円)よりも1万4,000円少ない11万2,266円と記載されており、差引支給額との差額は、申立期間の保険料額（厚生年金保険料及び健康保険料）と近似していることから判断すると、当該振込額は、2か月分の保険料額を差し引いた後の額であると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申



立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成12年12月から13年6月までの期間は56万円、同年7月は53万円、同年8月から14年4月までの期間は56万円、同年5月は53万円、同年6月から15年2月までの期間は56万円、同年3月及び同年4月は53万円、同年5月は56万円、同年6月から同年8月までの期間は53万円、同年9月は56万円、同年10月及び同年11月は53万円、同年12月及び16年1月は56万円、同年2月から同年4月までの期間は53万円、同年5月から同年7月までの期間は56万円、同年8月は59万円、同年9月は56万円、同年10月は53万円、同年11月から17年4月までの期間は56万円、同年5月から18年3月までの期間は53万円、同年4月は56万円、同年5月は53万円、同年6月は56万円、同年7月は53万円、同年8月は56万円、同年9月から19年3月までの期間は53万円、同年4月から同年10月までの期間は56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から19年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低く記録されていることが分かった。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の一部の給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの

は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額（給与明細書が無い期間について推認される控除額を含む。）により、平成12年12月から13年6月までの期間及び同年8月から14年3月までの期間は56万円とし、また、申立人提出の給与明細書において確認できる給与支給額（給与明細書が無い期間について推認される支給額を含む。）により、13年7月は53万円、14年4月は56万円、同年5月は53万円、同年6月から15年2月までの期間は56万円、同年3月及び同年4月は53万円、同年5月は56万円、同年6月から同年8月までの期間は53万円、同年9月は56万円、同年10月及び同年11月は53万円、同年12月及び16年1月は56万円、同年2月から同年4月までの期間は53万円、同年5月から同年7月までの期間は56万円、同年8月は59万円、同年9月は56万円、同年10月は53万円、同年11月から17年4月までの期間は56万円、同年5月から18年3月までの期間は53万円、同年4月は56万円、同年5月は53万円、同年6月は56万円、同年7月は53万円、同年8月は56万円、同年9月から19年3月までの期間は53万円、同年4月から同年10月までの期間は56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、30万円及び26万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年11月28日は30万円、17年6月30日は26万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月28日  
② 平成17年6月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細書及び源泉徴収簿並びに申立人提出の賞与支払明細書により、申立期間において30万円及び26万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年11月28日及び17年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月2日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成2年4月から勤務しており、厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の賃金明細表を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賃金明細表及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金明細表の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成2年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、元年4月1日に設立されており、また、雇用保険の記録により、申立期間当時、同社では、一人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月2日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成2年4月から勤務しており、厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の賃金明細表を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賃金明細表及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金明細表の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成2年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、元年4月1日に設立されており、また、雇用保険の記録により、申立期間当時、同社では、一人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年4月1日から同年7月1日までの期間について、32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から19年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳及び申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間について、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料を控除したことを認めており、その結果、社会保

険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年7月1日から19年4月1日までの期間については、A社提出の賃金台帳及び申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は30万円であり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年5月1日から同年7月1日までの期間について、32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から19年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間について、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料を控除したことを認めており、その結果、社会保

険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年7月1日から19年5月1日までの期間については、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は30万円であり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成18年7月1日から19年4月1日までの期間は20万円、同年4月1日から同年7月1日までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から19年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月1日から19年4月1日までの期間は20万円、同年4月1日から同年7月1日までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料を控除したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成18年7月1日から19年4月1日までの期間は20万円、同年4月1日から同年7月1日までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から19年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月1日から19年4月1日までの期間は20万円、同年4月1日から同年7月1日までの期間は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料を控除したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成18年7月1日から19年4月1日までの期間は20万円、同年4月1日から同年5月1日までの期間は36万円、同年5月1日から同年7月1日までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から19年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月1日から19年4月1日までの期間は20万円、同年4月1日から同年5月1日までの期間は36万円、同年5月1日から同年7月1日までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料を控除したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成18年7月1日から19年4月1日までの期間は20万円、同4月1日から同年5月1日までの期間は36万円、同5月1日から同年7月1日までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から19年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月1日から19年4月1日までの期間は20万円、同年5月1日から同年7月1日までの期間は38万円とし、また、上記の賃金台帳において確認できる給与支給額から、同年4月1日から同年5月1日までの期間は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料を控除したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成18年7月1日から同年8月1日までの期間は17万円、同年8月1日から19年3月1日までの期間は20万円、同年3月1日から同年4月1日までの期間は38万円、同年4月1日から同年7月1日までの期間は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から19年7月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年8月1日から19年3月1日までの期間は20万円、同年3月1日から同年4月1日までの期間は38万円、同年4月1日から同年7月1日までの期間は36万円とし、また、上記の賃金台帳において確認できる給与支給額から、18年7月1日から同年8月1日までの



期間は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料を控除したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料を控除したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年11月までの期間、42年1月から同年6月までの期間及び同年7月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から同年11月まで  
② 昭和42年1月から同年6月まで  
③ 昭和42年7月から48年12月まで

私は、昭和41年7月ごろに、A市の自宅兼事務所に集金人が来て、国民年金に加入するよう言われたので国民年金の加入手続をした。そのとき同年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付し、その後、同年12月に同年10月から同年12月までの保険料を集金人に納付したように思う。

その後の国民年金保険料は、当時私が経営していた会社の事務員に頼んで金融機関で自分の保険料を納付してもらっていたように思うが、当時のことについて詳しいことは覚えていない。

昭和42年ごろに、父親が実家のあるB市で私の国民年金保険料を納付してくれていたことを知り、父親からは私がA市で納付していた分は還付してもらおうと言われていたが、そのとき手続をしていなかった。

私は国民年金加入後の国民年金保険料をずっとA市で納付していたので、申立期間③については納付済みとし、申立期間①及び②については二重に納付しているので還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和41年7月ごろに、A市の集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、同年7月と同年12月の2回に分けて申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳の昭和41年度印紙検認記録を見ると、昭和41年12月以外に印紙検認記録が無いことが確認でき、申立期間の国

民年金保険料が現年度納付されていることを確認できない。

また、申立人は、国民年金手帳の昭和 41 年度印紙検認記録欄に、昭和 41 年 12 月分の検認印があり、右側の印紙検認記録台紙欄に同年 12 月分の国民年金印紙を横向きに貼付されていることが、申立期間の国民年金保険料については納付済みであることの証明になると集金人に言われたと陳述するが、A市は、「集金人が保険料を収納する際、印紙を横向きに貼ることによりそれまでの保険料を納付済みとする取扱いをしていたことは聞いたことがない。」と説明している。

申立期間②及び③について、申立人は、昭和 42 年 1 月以降の国民年金保険料については、自分の会社の事務員に頼んで金融機関で納付してもらっていたと申し立てている。

しかし、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和 44 年 4 月 1 日に不在と記録されていることが確認できるところ、申立人はA市内で転居をしたと陳述しているが、同台帳及び申立人が所持する国民年金手帳に住所変更したことを示す記載は無く、同台帳には 50 年 1 月にC市へ転出した記載が確認できることから、44 年 1 月以降、A市において申立人は不在者と扱われていたことが推定できる。したがって、少なくとも同年 4 月以降A市が申立人に対し、集金人による国民年金保険料の徴収及び納付書の送付を行っていないものと考えられる。

また、A市では昭和 47 年 3 月まで印紙検認方式による国民年金保険料の収納を行っており、少なくとも同年 3 月までの期間の保険料を金融機関で納付したとする陳述は不自然である。

さらに、A市では昭和 47 年 4 月以降納付書方式による国民年金保険料の収納を開始しているが、申立人は保険料納付に直接関与していない上、当時申立人の保険料の納付を担当していたとされる事務員は既に亡くなっていることから、同年 4 月以降の保険料納付状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間①及び②については、上述のとおり二重納付していた事実が認められないことから、これら期間の国民年金保険料を還付することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から52年12月まで

私は、両親に国民年金に加入するよう言われており、昭和49年11月ごろに、母又は私がA市役所で国民年金の加入手続をしたと記憶している。

国民年金に加入当時、私は大学生だったので、卒業する昭和52年3月まで母が、駅前の銀行で両親の国民年金保険料と一緒に納付書を使って保険料を納付してくれた。保険料を納付していた母は、何か月ごとに、いくら保険料を納付していたかなどの詳細は覚えていないが、3人分の保険料を銀行で納付したと記憶している。

大学を卒業後は、母の代わりに、私が何度か家族3人分の国民年金保険料を、同じ銀行で納付してきた。

以前、家族の国民年金保険料について、行政機関から未納記録の連絡があり、その期間について、母が所持していた領収書の提示により記録を訂正してもらったことを母から聞いているので、母も私も保険料の納付に関する行政に対する不信があり、私の申立期間について未納とされている記録について納得できない。納付記録をもう一度調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人又はその母が、納付書を使って金融機関で自身、その母親及びその父親の保険料と同時に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和52年12月17日にA市で手帳記号番号の払出しを受けていることが推定でき、申立内容と符合しない。

また、この時点において、申立人は申立期間のうち、昭和 49 年 11 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、時効により制度上、納付することができず、同年 10 月から 52 年 12 月までの保険料については、過年度納付することが可能であるが、申立人及びその母親は加入当初から、過去の未納保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している上、申立人の父親及び母親に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、両名は申立期間と重なる国民年金加入期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、3 人分を同時納付したとする陳述と符合しない。

さらに、申立期間は 38 か月と長期間であり、これだけの長期間連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による申立期間の納付の可能性を確認するため、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年12月までの期間及び42年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から41年12月まで  
② 昭和42年7月から48年3月まで

平成18年ごろ、ねんきん特別便が送られてきて、その時、138か月も国民年金保険料が未納であることが分かった。

昭和50年の夏ごろにA市役所からさかのぼって国民年金保険料を納付できるとの連絡があり、夫が夫婦二人分の過去の未納の保険料をまとめて納付し、その時の金額が10万円から15万円ぐらいであったことを、私は記憶しているので、市役所等に相談したところ、そのころは第2回特例納付の時期に当たると教えてくれた。

私と夫の未納期間について、夫がいつからいつまでを特例納付してくれたかの記憶は無いが、納付したと記憶する金額等から、私に関しては昭和40年1月ごろまでさかのぼって特例納付してくれたのではないかと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料を夫が特例納付していると思うので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年の夏ごろにA市役所からさかのぼって国民年金保険料を納付できるとの連絡があり、申立人の夫が夫婦二人分の過去の未納の保険料として10万円から15万円を特例納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和48年4月から50年3月までの24か月の国民年金保険料が、同年に過年度納付されていることが確認できるところ、申立人が同年4月から60歳到達の前月まで保険料を完納した場合の納付済月数は280か月となり、300か月(25年)の年金受給資格を得るため

には 20 か月不足する状況であったことから、上述の過年度納付（24 か月）により受給資格を得ることができたものと考えられ、申立期間（93 か月）の保険料を特例納付しなければならない積極的な理由が見当たらない。

また、申立人の夫に係る特殊台帳を見ると、特例納付及び過年度納付が行われたことを示す記録は無く、申立内容と符合しない。

さらに、申立人はその夫が特例納付したとする納付済期間を記憶しておらず、夫婦二人分の特例納付に必要な国民年金保険料額を算定できないことから、申立人が記憶する納付金額（10 万円から 15 万円）の確からしさを検証できない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を担当していた申立人の夫は既に死亡しているため、昭和 50 年における特例納付の状況を確認できない。

このほか、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から9年2月までの期間及び同年4月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月から9年2月まで  
② 平成9年4月から10年3月まで

私は、会社を退職したことがきっかけで、平成10年11月ごろにA市役所又は同市役所B出張所のどちらかに出向いて国民年金の加入手続を行い、同年12月ごろに自宅に送付されてきた納付書ですぐに納付したと思う。

納付した国民年金保険料額は21万円ほどであったが、A市役所B出張所に行き、高額なので減額できないかと相談した記憶があり、減額はできないと言われたので、C郵便局の口座から現金を引き出し、同出張所で平成8年12月から10年3月までの保険料21万円をまとめて納付したと思う。納付の際、同出張所の窓口で領収書を受け取ったが、枚数は覚えていない。

申立期間①及び②については、領収書を紛失しており、証明できる具体的な書類は無いが、平成9年3月を含め、申立期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付したと思うので、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年11月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、同年12月ごろに同市役所B出張所で、8年12月から10年3月までの国民年金保険料を過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は、申立期間①直後の平成9年3月の国民年金保険料を、11年4月22日に過年度納付していることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、過年度納付時点において、申立期間①の国民年金保険料は、時効により制度上納付することができず、申立期間②の保険料は過年度納付が可能

であるが、申立人が記憶している納付金額と符合しない。

さらに、申立人は、平成 10 年当時、過年度保険料の収納を行っていなかった A 市役所 B 出張所窓口で国民年金保険料を納付していたと陳述しており、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立人が過年度納付したとする平成 10 年 12 月は、基礎年金番号導入後の時期であり、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、社会保険事務所（当時）において事務的過誤が生じ申立人の納付記録が失われた可能性は低いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から53年3月まで

私は、昭和44年ごろ、22歳のときに店を開業した。しばらくして集金人が店に来て、国民年金に加入しないといけないと勧められ、未納分の保険料を納めて下さいと言われたので、その集金人に約2年分をさかのぼって納め、その後は、同じ集金人に定期的に国民年金保険料を納付した。集金人は国民健康保険の集金も兼ねていた。10年ぐらいA市で商売をしていたが、事情でB市に転居した。60歳になり年金を掛け終え内容を確認すると、A市で掛けていた分がすべて消えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろ、22歳で店を開業したときに、国民年金に加入し、約2年分の国民年金保険料をさかのぼって納め、その後は現年度納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が53年9月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、この時期に行われたものと推認され、申立内容とは一致しないとともに、当該加入手続時点において、申立期間の大部分は時効により、保険料を納付できない期間となる。

また、A市では、当時、国民年金及び国民健康保険の保険料に係る集金人は兼務しておらず、過年度保険料も取り扱っていなかったとしており、このことは国民年金と国民健康保険を兼ねた集金人に対し、加入手続時期に約2年分の国民年金保険料をさかのぼって納めたとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認

したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は11年9か月に及んでおり、これほどの期間にわたり、反復的に事務的過誤がなされたとは考え難いほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から同年 12 月まで

私は、自営するために会社を退職した後、昭和 51 年 3 月末から同年 4 月ごろにかけて、自分及び妻の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、夫婦共に国民年金手帳を入手した。

加入手続をした月以降の国民年金保険料については、市役所から郵送されてくる納付書を使って、私自身が夫婦の保険料と一緒に、未納期間を生じさせることなく金融機関窓口で納付しており、保険料を納付する都度、領収書を受け取っていた記憶もある。

現在、手元には昭和 56 年度及び 57 年度に係る私の領収書しか無く、今般の申立期間に係る領収書については既に廃棄してしまったものの、それは私が公的機関の記録管理を信用していたことによるものであり、そうであるにもかかわらず申立期間が未納とされていることには納得できない。調査の上納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金資格記録について、申立人が所持する国民年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、いずれも資格取得日が昭和 51 年 4 月 1 日となっていることが確認でき、この場合、申立期間のうち同年 3 月については未加入期間であることから、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和 51 年 3 月又は同年 4 月に、夫婦一緒に国民年金への加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金の加入手続時期について国民年金手帳記号番号払出簿を確認すると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が昭和 54 年 1 月 23 日に払い出されていることが確認できる上、同手帳記号番

号の前後の番号に存在する任意加入被保険者の資格取得日が、同年3月中であることから、申立人については同年3月ごろに加入手続がなされたものと推認でき、申立内容と一致しない。この場合、加入手続時点において、申立期間に係る国民年金保険料は、制度上、既に時効のため納付することはできない。

さらに、申立期間当時、申立人と共に国民年金保険料を納付していたとする申立人及びその妻の保険料納付記録について、それぞれA市の国民年金被保険者検認台帳を見ると、申立期間は同様に未納である上、申立期間直後に当たる昭和52年1月から53年3月までの保険料については、それぞれ54年12月に過年度納付されていることが確認でき、このことは、51年3月ないし同年4月の加入手続月以降の保険料については、夫婦共に遅滞なく現年度納付していたとする申立内容と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年9月まで

私は、昭和57年9月末に会社を退職して以降、健康保険については健康保険組合で任意継続被保険者として加入していた。しかし、59年9月末で2年間の任意継続被保険者期間が終了することに伴い、国民健康保険へ切替え手続が必要となることが、あらかじめ分かっていたので、任意継続被保険者期間が終了する少し前に市役所に行った。そこで、健康保険の切替手続を行う際、窓口の職員から、「国民年金及び国民健康保険は同時に加入しなければならない。」という説明を受けたので、私は、その場で、家族の国民健康保険及び夫婦の国民年金の加入手続を行った。

また、加入手続時に、窓口の職員から、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できる旨の説明を受けたが、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付すると金額が大きいのので、結局さかのぼって納付することはしなかったと記憶している。

加入手続以降、私の国民年金保険料の納付は妻に任せており、妻からは、妻自身の保険料と一緒に私の分についても、定期的に納付していたと聞いている。ところが、納付記録を確認すると、申立期間については未納とされており、納得できないので、調査の上納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年10月より前の時期に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人及びその妻に係る市の国民年金被保険者台帳を見ると、受付日記載欄に、いずれも61年10月21日と記載されていることが確認できることから、申立人及びその妻については、この時期に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは一致しない。この点は、国民年金手帳記

号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号より前の加入者の手帳記号番号は、同年7月30日に払い出されており、申立人の加入手続時期が、この手帳記号番号の払出日以降であることと整合している。

また、上記加入手続時点において、申立期間のうち、昭和59年10月から61年3月までの期間は、さかのぼって過年度納付することは可能な期間であったが、申立人自身、加入手続時に過去の未納期間分の国民年金保険料をさかのぼって納付できる旨の説明を受けたものの、遡及納付<sup>そきゅう</sup>を行わなかったとしていたことから、過年度納付がなされたとは考え難い。

さらに、申立人及びその妻に係る市の国民年金被保険者台帳を見ると、ともに昭和62年1月28日付けで、市から未納者勧奨はがきを送付された事跡が確認できる。この場合、少なくとも市が未納者勧奨はがきを送付した時点において、制度上、国民年金保険料を遡及納付可能であった59年10月以降、既に納付期限が到来していた61年9月までの期間のうち、いずれかの期間が未納となっていたことになり、このことは59年10月より前に加入手続を行って以降、夫婦共に定期的に保険料を納付していたとする申立人の主張とは一致しないほか、上記台帳の検認記録欄及びオンライン記録によると、申立期間はいずれも未納である上、申立期間直後の61年10月の保険料から、定期的に現年度納付している状況が確認できることから、申立人及びその妻は、同年10月に加入手続を行い、加入手続月から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から59年11月まで

私は、会社を退職後、昭和49年2月に結婚し、しばらくの間は国民年金には加入していなかったが、55年12月に転居後、自宅に来た集金人に勧められて国民年金に加入し、以後、国民年金保険料を納付するようになった。加入手続をした時、集金人から「少し多額になるがさかのぼって納付すると厚生年金保険の続きになる。私ができてあげるから。」と言われ、その後、20万円足らずを3回に分けて集金人に納めた記憶がある。私は、今まで申立期間について、集金人に全額支払ったと思っていたので、ねんきん特別便で未加入期間とされていることに驚いている。もっとよく調べて年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号に存在する任意加入被保険者の加入日がいずれも昭和61年11月であることが確認でき、申立人に係る加入手続はこの時期になされ、その際、国民年金被保険者資格を59年12月1日にさかのぼって取得したものと推認できることから、55年末以降56年にかけて加入手続を行ったとする申立内容とは一致しない。

また、この場合、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、前述の加入手続時点において、申立期間にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していたとした場合においても、申立期間の大部分は、既に時効によって制度上、納付できない期間となっており、特例納付制度も存在しなかった。

さらに、A市は、市の集金人について、過年度保険料の収納を取り扱って

いなかったとしており、このことは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和47年8月以降55年12月ごろまでの期間に係る国民年金保険料について、過年度保険料となる期間分も含め、同年末以降3回にわたって集金人に納付したとする申立内容とは相違する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月まで

私の実家は自営だったことから、私の両親は日ごろから私と 4 人の弟妹に「退職金は無いけれども、年金だけはきちんと支払ってあるから。」と口癖のように言っていた。加入当初、私の国民年金保険料は主に母に納付を任せていたため保険料の納付をめぐる記憶は定かでないものの、母は、最初のころ、市の公民館へ行って保険料を納め、その後は自宅に来る市の集金人に定期的に納めていたと記憶している。

国民年金に高い関心を持っていた両親が、当時家業を手伝っていた私の国民年金への加入手続を行っていなかったとは考えられず、申立期間当時、私の実家は国民年金保険料を納付できないような経済状態ではなかった上、私の 3 人の弟妹については国民年金加入期間中に未納期間が無いことから、申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 1 月ごろに、両親が国民年金への加入手続を行ったとしているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が 42 年 11 月 30 日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、同手帳の発行日付欄に「42.12.11」の日付印が確認できることから、申立人については同年 12 月に加入手続がなされたものと推認でき、申立内容とは一致しない。

また、前述の加入手続時点において、申立期間の一部に係る国民年金保険料は、制度上、時効により既に納付できなくなっていた上、それ以外の期間については、過年度保険料としてさかのぼって納付可能であったものの、過年度納付がなされたとすると、申立期間に係る保険料を、申立人の母親が、

現年度保険料の収納しか行っていなかった市の集金人又は公民館に設置された出張検認窓口に対して納付していたとする申立内容と相違する上、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄を見ると、申立期間直後の昭和42年4月から同年12月までの期間に係る保険料が、上記加入手続月の翌月の43年1月18日にまとめて現年度納付されていることを踏まえると、申立期間に係る保険料が過年度納付されたとは考え難く、申立人については、42年12月に加入手続がなされ、その当時現年度納付が可能であった同年4月以降の期間に係る保険料から納付が開始されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの期間及び11年11月から13年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年3月まで  
② 平成11年11月から13年6月まで

私は、20歳になったころは、国民年金に加入するつもりはなかったが、両親に説得されたので、母に国民年金の加入手続をしてもらった。

その後、申立期間①について、両親に国民年金保険料の納付を促されたため、母が申立期間①を含む平成2年4月から5年3月までの保険料を一括して納付してくれた。母は領収証書を受け取っているはずであるが、詳しい事情は分からない。

申立期間②については、領収証書が出てきたが、この期間も母が国民年金保険料を納付してくれたのに、そこに領収印が無いことが分かり納得できない。

また、私の年金手帳を見ると、「はじめて被保険者となった日」が、私が20歳となる前の昭和61年5月1日となっている。このような無責任な対応に強く不信感を抱いており、国民年金保険料を納付したのに領収証書に領収印が無いのも役所の事務ミスである。

申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の母親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行った後、申立期間①を含む平成2年4月から5年3月までの国民年金保険料を一括して納付してくれたと申し立てているが、詳しい事情は分からないとしており、納付期間の根拠を含めて申立内容が具体性に欠ける。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金

手帳記号番号前後の被保険者の状況等から、平成4年5月ごろに加入手続きが行われたものと推定され、同年5月29日及び同年7月1日に、それぞれの時点において、時効にかからず納付が可能な2年4月から4年3月までの国民年金保険料をさかのぼって過年度納付するとともに、同年4月から申立期間①直前の同年11月までの保険料については、同年9月11日、同年11月30日及び5年3月31日に現年度納付していることが、具体的な納付日を含めて申立人のオンライン記録により確認できるほか、申立期間①後も引き続き未納期間であることなどを踏まえると、国民年金に加入後、申立人の母親が一括して納付してくれたとする保険料は、当該納付記録にある2年4月から申立期間①直前の4年11月までの保険料であったものと考えるのが自然である。

申立期間②について、申立人は、申立人が国民年金保険料の納付根拠であると主張する社会保険事務所(当時)が発行した平成11年11月から13年3月までの3枚複写の納付書、及びA市が発行した同年4月から同年6月までの同じ期間に係る2枚の納付書(平成13年11月7日時点作成分及び14年2月8日時点作成分)を所持しているところ、社会保険事務所の納付書については、1枚目の「領収済通知書(社会保険事務所保管用)」、2枚目の「領収控(金融機関控え用)」及び3枚目の「納付書・領収証書」がすべて残存するとともに、A市の2枚の納付書についても、「納付書・領収書」、「収入報告書(市保管用)」及び「原符(金融機関控え用)」がそれぞれ残存しており、そのいずれの用紙においても領収印欄は白紙の状態のまま、金融機関が保険料を受領したことを示す領収印が確認できないことから、これらの納付書からは、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがうことはできない。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、当該期間の保険料を納付してくれたとする申立人の母親も既に亡くなっているため、納付をめぐる当時の事情は不明であるとともに、申立期間①及び②当時は、収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、申立期間①直前の納付記録及び申立期間②直後の免除記録に特段不合理な点が認められないことから、申立期間①及び②の納付記録のみが欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の国民年金手帳に「はじめて被保険者となった日」として、申立人の20歳前である昭和61年5月1日と誤って記載されていることに強く不信感を抱くとともに、これに関連して、申立人が所持する納付書(領

収証書)に領収印が無いことについても、同様に行政の事務的過誤によるものと主張しているが、年金手帳に記載された資格取得日は、国民年金の加入手続の際における当時の区役所担当者による誤記の可能性があるものの、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、申立人が20歳に到達した昭和63年\*月\*日と正しく記録されていることから、国民年金保険料の収納事務に関して支障は無いものと考えられる。また、納付書(領収証書)の領収印については、金融機関窓口の担当者が、保険料を受領した際にすべての用紙に押印し、3枚一組の各用紙を切り離した上で、「納付書・領収証書」のみが納付者に交付され、残りは関係機関において保管するものとされていることから、区役所窓口における年金手帳への資格取得日の記載とは、取扱機関及びその時期も異なり、直接関係しないものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から同年9月までの期間及び44年12月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から同年9月まで  
② 昭和44年12月から56年3月まで

申立期間①について、私は、この当時のことはよく覚えていないが、年金手帳に国民年金の加入期間が記載されているので、会社を退職した昭和42年5月に、役所の窓口で、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をしているのではないかと思う。

申立期間②について、昭和44年12月に会社を退職した時には、翌年の45年4月に結婚が決まっていたので、結婚後、しばらく落ち着いてから国民年金に加入しようと思い、すぐには加入しなかったが、48年の春ごろに、A市B区役所の窓口で、会社を退職した44年12月まで加入期間をさかのぼって加入手続を行った。その時、職員から「今ならさかのぼって支払えますよ。」と言われたことをはっきりと記憶しており、金額は覚えていないが、同年12月までの「経過分」の国民年金保険料について、手書き納付書を何枚か発行してもらい、2か月から3か月ごとに1年分に分割したものを、区役所窓口又は同区役所内の銀行窓口において保険料を納付した。納付書は、45年4月までの分は、結婚前の名字である「C」で、同年5月以降の分は、結婚後の名字である「D」で発行してもらった。

また、その後の国民年金保険料は、口座振替で納付するまで、区役所から送付されて来る納付書により、私が銀行等で納付してきた。

私は、年金手帳に国民年金の加入記録があるので、国民年金保険料を納付しているものと安心していただけ、「ねんきん特別便」を見て、未納があることを知り驚いた。社会保険事務所(当時)へ相談にいったところ、申立期間が未納期間とされており、納得できない。



### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、申立期間①当時のことは、よく覚えていないが、申立期間②については、昭和48年の春ごろに、A市B区役所で加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号はB区において払い出されており、その払出時期及び前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和56年9月ごろに加入手続が行われたものと推定される。したがって、加入手続が行われた時点で、申立期間①及び②のうち、54年6月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間の保険料については、国庫金となる過年度保険料であるが、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所窓口及びA市の公金のみを収納していたとされる区役所内の銀行窓口において納付することができないものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②直後の昭和56年4月から、申立人が口座振替により国民年金保険料の納付を開始したとする直前の62年3月までの期間について、A市発行の現年度保険料納付書による3か月単位の領収証書をすべて所持しており、そのうち、当初の56年4月から同年12月までの3枚の領収証書は手書き領収証書であり、57年1月から同年3月までの印字された領収証書とともに、区役所内の銀行窓口で納付したとみられる同年3月31日付けの領収印が確認できることから、申立人は、この日に昭和56年度1年分の現年度保険料をさかのぼって一括納付したことがうかがえるほか、昭和57年4月以降の領収証書を見ると、銀行の領収印により、ほぼ3か月ごとに保険料を納付していることが確認できる。このことは、申立人が国民年金に加入後、「経過分」の保険料について、手書き納付書を何枚かに分割して発行してもらい、区役所窓口又は同区役所内の銀行窓口で納付するとともに、その後の保険料は、区役所から送付されて来る納付書により、銀行等で納付していたとする申立内容において、国民年金に加入したとする時期及び保険料を納付したとする期間を除いて一致している。この場合、申立人が認識する「経過分」の保険料とは、加入当時における現年度期間の未納保険料を指していたものと考えられる上、申立人が、職員から「今ならさかのぼって支払えますよ。」と言われたことは、今なら当該年度当初である56年4月までさかのぼって納付することができるという意味であったとみるのが自然である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料について、申立人からは、納付したとする具体的な陳述が得られないほか、申立人が、申立内容のとおり、昭和48年の春ごろに、国民年金の加入手続を行い、申立期間②の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により旧

姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②は合計 11 年間以上に及び、これだけの長期間にわたり、申立人の領収証書及び納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の加入記録については、国民年金の加入時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に 20 歳に到達した日又は 20 歳以上において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に、国民年金被保険者の資格を取得するとともに、60 歳に到達した日又は 60 歳前において厚生年金保険被保険者の資格を取得した日に、国民年金被保険者の資格を喪失するものとされている。したがって、国民年金の加入手続が行われた時点で、時効により保険料を納付することができない期間等が存在する場合には、制度上、国民年金の加入期間と保険料の納付済期間は一致しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

国民年金の加入については、区役所に勤めていた親戚の男性から加入を勧められたので、当時、私自身は短大生であり、昭和44年4月からの就職も決まっていたが、母親が任意加入手続をしてくれた。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際に、母親が一括して3か月分の保険料をその男性に納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月1日を国民年金強制加入被保険者資格の取得日として、結婚後のA市において、同年7月ごろに払い出されたものと考えられ、申立期間は、国民年金任意未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B市C区役所保存の国民年金被保険者名簿を調査したが、申立人に係る記録は確認できず、また、A市役所保存の被保険者名簿を見ても、申立期間の国民年金保険料を納付した事跡は確認できない。

加えて、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は高齢のため、陳述を得ることはできず、申立期間の保険料の納付等をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月及び同年3月、同年8月及び同年9月、13年5月、同年8月並びに14年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年2月及び同年3月  
② 平成12年8月及び同年9月  
③ 平成13年5月  
④ 平成13年8月  
⑤ 平成14年1月

国民年金の加入については、平成10年12月に会社を退職後、何らかの用事で夫婦一緒にA市B区役所に出向いた際に、自分のみ国民年金の加入手続を行ったはずである。

会社を退職後は自営業を営んでおり、国民年金保険料については、毎月、1万3,300円を銀行からの口座振替で納付していた。

申立期間①から⑤までのすべての国民年金保険料については、口座が残高不足のために引き落としができなかったため、自宅に来た集金人へ、私あるいは妻のどちらかが納付していたはずである。

当時の国民年金保険料の納付については、確定申告書の控えも残っている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する確定申告書の控えを申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す有力な資料であると主張している。

しかし、当該確定申告書の控えを見ると、平成11年から14年までの各年の同申告書控えの社会保険料控除欄記載の国民年金保険料額は、いずれの年とも、申立期間の保険料を納付したとした場合の金額と一致しない。

また、申立期間は合わせて7か月間と短期間であるものの、既に国民年金

保険料の収納等に係るオンライン処理化が導入された以降の期間であり、特に平成9年1月以降は基礎年金番号導入に伴い、記録漏れ及び記録誤りなどの可能性は低いとされており、申立期間の保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が複数回も繰り返されたとは考え難い。

さらに、オンライン記録を見ると、平成14年6月13日付けで過年度納付書が発行されたことが確認でき、この場合、少なくとも12年5月以降のいずれかの国民年金保険料の未納分に対する過年度納付書と考えられ、申立人は、申立期間の保険料については集金人へ納付していたとしているが、制度上、集金人に過年度保険料を納付することはできず、陳述と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る集金人への納付方法及び集金人の特徴等についての記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年4月まで

国民年金への加入については、時期は定かではないが、自分自身で手続きを行ったと思う。

平成6年の春ごろ、妻に夫婦二人分の過去2年間分の保険料を納付したと言ったことを記憶している。

したがって、その記憶から考えて、申立期間が申請免除期間及び未納期間とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、昭和58年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A市B区において、61年6月30日に、同年4月1日を資格取得日として、国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの2年5か月間については、国民年金に未加入であり、また、手帳記号番号払出以降60歳到達までの間についても、すべて未納期間ないし免除期間となっており、国民年金保険料を納付した実績は無い上、生活環境にも変化は無かったものと考えられることから、申立期間の2年1か月についてのみ保険料を納付したとする特段の事情は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時の住所地であるA市B区及びその後の転居先であるC市保存の申立人に係る国民年金被保険者記録を見ても、申立期間の国民年金保険料の納付事跡は見られない。

加えて、申立人の妻は、申立人から過去2年間ほどの未納期間の国民年金保険料を納付した旨を聞いたと主張するのみで、保険料の納付の時期及び納付方法等に関して明確な陳述は無い上、申立人は既に他界しているため、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から46年12月まで

国民年金に加入する必要があることは認識していたが、昭和37年ごろは、結婚及び出産等のため、すぐには手続に行くことができず、おそらく、子供を出産して間もない39年ごろに、A市役所に出向き、自分で加入手続をしたと思う。

国民年金保険料については、毎月、町内会の集金担当者が自宅に来ていたので、その際に、町内会費等と一緒に保険料を預け、その集金担当者が取りまとめて役場に納付してくれていた。

しかし、何らかの事情で国民年金保険料を納付できていなかった場合でも、後日、集金担当者のところへ持参するか、又は、集金担当者が改めて徴収に来てくれたので、納付を忘れることはなかったはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和49年12月24日に払い出されており、また、同市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人に対する国民年金手帳交付日は同年12月4日と記載されており、この手帳記号番号の払出時点等においては、制度上、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出当時は、第2回特例納付実施時期に当たっており、申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能であり、また、特殊台帳を見ると、昭和49年12月24日に申立期間直後の47年1月から同年11月までの保険料について特例納付し、同年12月から49年3月までの保険料について過年度納付していることが確認できるものの、申立人は、



納付組織を通じて保険料を納付したと主張するのみで特例納付に関する記憶は明確では無い。

さらに、上記の国民年金被保険者名簿を見ても、昭和47年1月以降の国民年金保険料の納付事跡は確認できるものの、申立期間に係る保険料の納付事跡は確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 1 日から 30 年 2 月 28 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間の一部について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、A社には、昭和 27 年 7 月 1 日から 33 年 2 月 28 日まで継続して勤務しており、申立期間に係る脱退手当金については、請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社における最初の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 30 年 2 月 28 日から約 1 か月後の同年 3 月 31 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄に、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」の記載が有り、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人は、申立期間後もA社に継続して勤務していたとしているところ、上記脱退手当金に係る支給決定後の昭和 31 年 2 月 1 日に同社で被保険者資格を再取得している（本加入期間については、脱退手当金支給の記録無

し。)が、申立期間に加入記録の有る元従業員に照会した結果、一人から申立人が一時退職した旨の陳述が有り、また、申立人の再取得時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間前とは別番号となっていることから、申立期間に厚生年金保険被保険者資格の得喪手続が行われ、脱退手当金を受給したために当該記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月12日から33年3月10日まで  
日本年金機構の訪問調査で、A社で勤務した期間が脱退手当金支給済みとなっていることが分かった。  
しかし、A社を結婚のため退職したが、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和33年5月8日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後2ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した47人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め19人見られ、そのうち18人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、同一支給日の受給者が複数散見されることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、A社に係る前述被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被

保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所退職後の厚生年金保険被保険者期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年ごろの数か月間  
② 昭和 41 年ごろから同年 9 月 16 日まで  
③ 昭和 41 年 10 月 20 日から 42 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①については、弟の紹介によりA社に入社し、数か月間、B業務に従事した。申立期間②及び③については、C社（現在は、D社）で、昭和41年ごろから42年ごろまでの1年6か月程度、E業務に従事したが、同社における厚生年金保険の加入記録は1か月しかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が「A社には弟の紹介で入社した。」と申し立てているところ、オンライン記録において、当該弟のA社における厚生年金保険の被保険者期間が、昭和41年3月31日から同年9月16日までであることが確認できること、及び申立人が同じ業務に従事していたことを覚えているとする元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に、同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間にA社で厚生年金保険の加入記録が有り、退職時には常務取締役であった者は、「自分がA社に入社した昭和41年当時、3か月程度の試用期間が有り、その期間は厚生年金保険に加入していない。」としており、また、前述の元従業員は、「申立人の弟及び自身は新卒採用であったことから試用期間は無かったが、申立人のように中途採用の場合、試用期間が有ったかも知れない。」と陳述している。

さらに、申立人は、上司及び同僚等の氏名を覚えていない上、申立期間の厚生年金保険料控除についての明確な記憶が無く、このほかに、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情等も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、「A社を退社後、期間を空けずにC社に入社し、昭和41年ごろから42年ごろに1年6か月間程度勤務した。」としているところ、申立人がA社には弟の紹介で入社したとしていることから申立人の同社への入社時期は、早くても申立人の弟が同社で資格を取得している昭和41年3月31日以降であると考えられるところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同日以降に被保険者資格を取得している元従業員37人に照会し26人から回答を得たが、申立人を記憶している者は無く、これらの者から申立人の勤務実態等を確認することはできない。

また、申立人のC社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、「C社へは妻と一緒に入社し、一緒に退社した。」と陳述しているところ、オンライン記録で確認できる申立人の妻のC社での厚生年金保険加入記録は、申立人の同記録と一致している。

加えて、D社が作成し保管する社会保険に係る台帳においても、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録は、オンライン記録に一致している。

申立人の年金記録を見ると、申立人は、申立期間①、②及び③を含む昭和37年9月から61年6月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる（C社における厚生年金保険加入記録の有る昭和41年9月を除く。）。

また、申立人は、上記期間において、町内会の婦人会の集金により、国民年金保険料及び国民健康保険料を納付していたと陳述している。

さらに、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料控除に係る記憶は曖昧であり、このほかに、当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 36 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店（現在は、C支店）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同支店でD業務従事者として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時からA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社C支店が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得年月日欄には昭和 36 年 4 月 1 日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致する。

また、前述の同僚は、「A社E支店に昭和 33 年ごろに入社したが、2年間ぐらひは臨時雇用だったことから社会保険に加入しなかった。その後、登用試験を受けて正社員になった 35 年 1 月から社会保険に加入した。同社では、当時、F職以外で採用された者は、臨時雇用が一般的で、登用試験を受けて正社員となった時に社会保険に加入した。」と陳述している。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員二人は、各人が記憶する入社時期から 35 か月又は 37 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同支店では、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社C支店は、申立期間当時の状況は資料が無いため不明としており、同支店から申立人の申立期間に係る保険料控除等の状況は確認できな



い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から24年4月16日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無いとの回答を受けた。夫は申立期間も同社B工場に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社保管の申立人に係る昭和48年分退職所得申告書から、申立人が申立期間のうち、20年10月1日から24年4月16日までの期間、同社において勤務していたことが確認できる。

しかし、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同工場は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、22年6月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となり、24年2月20日に最終的に適用事業所ではなくなっていることが確認できることから、申立期間のうち、20年9月1日から22年6月1日までの期間及び24年2月20日から同年4月16日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人の妻は、「私は、申立期間中の昭和21年4月に、A社B工場に入社したが、入社当時の事務室勤務者は、私、申立人、工場長及び経理担当者の合計4人だった。」と陳述しているところ、当該工場長及び経理担当者に係る申立期間の被保険者記録を前述の被保険者名簿で見ると、二人とも申立人と同様に未加入となっており、その資格喪失日は申立人と同一で、資格の再取得

日については、一人は申立人と同日、もう一人は申立人より 15 日早い日が記録されている。

さらに、A社及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 28 日から 48 年 5 月 28 日まで  
② 昭和 48 年 5 月 28 日から 50 年 3 月 31 日まで  
③ 昭和 51 年 3 月 18 日から 52 年 3 月 15 日まで  
④ 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで  
⑤ 昭和 63 年 9 月 27 日から同年 12 月 1 日まで  
⑥ 平成元年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
⑦ 平成元年 12 月 1 日から 2 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、A社でK業務に1年以上従事したのち、退社の数か月前からはL部門で勤務したのに、加入記録は申立期間前の約2か月しかない。

申立期間②については、B社でM業務に従事したが、加入記録が全く無い。

申立期間③については、昭和52年3月までC社に勤務したのに、51年3月までの加入記録しかない。

申立期間④については、昭和53年1月までD社に勤務したのに、52年8月までの加入記録しかない。

申立期間⑤については、昭和63年11月までE社（現在は、F社）に勤務したのに、同年9月までの加入記録しかない。

申立期間⑥及び⑦については、平成元年4月から2年3月までG社に勤務したのに、元年8月から同年11月までの加入記録しかない。

申立期間もそれぞれの会社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和48年5月28日までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社保管の失業保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人の資格喪失日は昭和47年12月27日と記載されており、厚生年金保険のオンライン記録と符合している上、同社は、「申立人の申立期間に係る保険料控除の状況については不明である。」旨回答している。

また、申立人は、「A社では、J業務に従事した。」と陳述しているところ、A社は、「当社では、J業務は今も昔も行ったことはない。」としている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員6人に照会し3人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態等は確認できない。

申立期間②については、申立人は、昭和48年5月28日から50年3月31日までB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、商業登記の記録から昭和52年6月25日に設立登記されていることが確認できる上、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、申立期間当時のB社の代表取締役は連絡先不明であり、同人等から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月28日から同年6月21日までは、I社での厚生年金保険加入記録の有ることが確認できるところ、申立人は、「I社という会社に勤めた記憶は無いが、多くの会社で働いたので、加入記録が有るのなら働いたのかもしれない。」と陳述している。

申立期間③については、申立人は、昭和52年3月までC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が同時期に入退社したとする元同僚について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を見ると、同人の資格取得日は昭和51年2月2日、資格喪失日は同年3月23日であり、申立人の同社での加入記録とおおむね一致する。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格が有る元従業員8人に照会し2人から回答を得たが、1人(昭和51年4月21日に資格を喪失)は、「申立人は、私より先に退職した。」と陳述し、1人(昭和51年11月8日に資格を取得)は、「申立人のことは知らない。」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務は確認できない。

さらに、C社は、「当時の資料は何も残っていない。」としていることから、

同社から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月 26 日から同年 2 月 17 日までは、H 社での厚生年金保険加入記録の有ることが確認できるところ、申立人は、「時期は覚えていないが、H 社で働いたことがある。」と陳述している。

申立期間④については、申立人は、昭和 53 年 2 月 1 日まで D 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 52 年 3 月 7 日に資格を取得し、同年 12 月 9 日に資格を喪失している元従業員は、「申立人は、私より先に退社したと思う。」と陳述している。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格が有る代表取締役の子は、「申立人のことは覚えているが、申立期間当時、社会保険事務はすべて私が行っており、手続が遅れたり誤った届出をしたことはない。」と陳述しているところ、申立人に係る同名簿（単票）の記録から、昭和 52 年 9 月 10 日付け（資格喪失日の 10 日後）で申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されていることが確認できる。

申立期間⑤については、申立人は、昭和 63 年 12 月 1 日まで E 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F 社の社員名簿に記載されている申立人の退職日、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格喪失日及び雇用保険の記録で確認できる申立人の離職日は、いずれも厚生年金保険のオンライン記録の資格喪失日と符合している上、同社は、「申立人の申立期間に係る保険料控除については不明である。」旨回答している。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 6 人に照会し 1 人から回答を得たが、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態等は確認できない。

申立期間⑥及び⑦については、申立人は、平成元年 4 月 1 日から 2 年 4 月 1 日まで G 社で N 業務の担当者として継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、平成元年 7 月 24 日に資格を取得し、同年 11 月 30 日に資格を喪失していることが確認でき、厚生年金保険のオンライン記録とおおむね一致している。

また、申立期間当時の代表取締役の妻は、「私は、G 社で社会保険事務を担当していた。申立人の名前は覚えているが、勤めていた期間までは覚えていない。当時勤務していたものはすべて正社員で、入社してすぐに厚生年金保険の加入手続を行っていた。また、退職時も手続が遅れたことはない。」と陳述し

ている。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶していないため、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員9人に照会し3人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態等が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7847

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、高校を卒業した昭和 37 年 3 月 1 日から同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が、A社で一緒に勤務したとしている申立人の姉に同社での厚生年金保険加入記録は無く、同人も、「A社では、厚生年金保険に加入していなかった。保険料控除も無かった。また、当時、同社が厚生年金保険に加入していたかどうかさえ知らなかった。」と陳述している。

また、申立人が、A社に入社した時に、既に勤務していたとする事務職の元同僚(昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得)について、同社で勤務していた元従業員(昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得)は、「私が入社したときは既に勤務していた。」と陳述しているところ、当該元同僚が同社で勤務する前に勤務していた事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 35 年 9 月 1 日であることから、A社では、申立人を含む事務職の職員については、必ずしも入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 7848

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 26 日から 43 年 3 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 43 年 3 月 31 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録によると、A社における申立人の離職日は昭和 40 年 8 月 25 日であり、厚生年金保険の記録と符合する。

また、A社は、平成 18 年に解散しており、申立期間当時の元事業主も、「当時の書類は一切持っていないし、申立人のことも覚えていない。」旨陳述していることから、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、申立人が記憶している元同僚 2 人のうち 1 人は、「申立人がA社を退社した日は覚えていない。」としている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員 14 人に照会し 8 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

なお、申立人は勤務した記憶は無いとしているものの、雇用保険の記録において、申立期間のうち、昭和 41 年 2 月 15 日から同年 3 月 19 日までは、申立ての事業所と異なる事業所での被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年ごろから平成元年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社でB業務従事者として勤務していた。同じB業務従事者であった同僚に厚生年金保険の加入記録があるのに、自分に加入記録が無いのはおかしいので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主及び社会保険事務も担当していたとする元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳などを保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除については分からないが、厚生年金保険を含む社会保険には、従業員の希望により加入させていた。」と陳述している。

また、申立人は、「同じB業務従事者であった同僚は厚生年金保険に加入しているのに、自分だけ加入記録が無いのはおかしい。」と主張しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が同じB業務従事者であったと記憶している同僚3人のうち、2人は加入記録が確認できるが、1人の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主及び前述の元社会保険事務担当者は、「社会保険への加入を希望する従業員については、厚生年金保険と雇用保険をセットで加入させていた。」と陳述していることから、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員3人及び申立人の雇用保険の記録を調査したと

ころ、元従業員3人については、厚生年金保険の加入記録と符合する雇用保険の記録が確認できたが、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 56 年 12 月まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社で事業主として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で事業主として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が記憶している元従業員二人に照会したが、回答を得られず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、社会保険及び経理の事務は、すべて社会保険労務士に任せていた。」と陳述しているところ、当該社会保険労務士は連絡先不明のため、同人から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、申立期間のうち、昭和 48 年 2 月から 49 年 9 月までの期間並びに 50 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付し、51 年 4 月から 56 年 12 月までの期間は申請により国民年金保険料の納付が免除されていることが確認できるほか、前述の元従業員二人も、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付等を行っていることが確認できる。

このほか、申立人には、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 63 年 7 月まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社（現在は、B社）でF職の正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時に社会保険事務を担当していたとする元従業員の一人は、「B社の倉庫に保存してある申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。」と陳述している。

また、当該社会保険事務担当者を含む複数の元従業員は、「A社では、厚生年金保険と雇用保険の加入手続をセットで行っていた。」と陳述しているところ、雇用保険の記録及びオンライン記録から、複数の元従業員のA社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同一日であることが確認できるが、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、オンライン記録から、B社は、昭和 62 年 7 月 1 日付けで、D厚生年金基金に加入していることが確認できるところ、同基金は、「当基金の加入員記録に申立人の記録は無い。」としている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間から現在までに同社の事業主であったことが確認できる複数の者に照会を行ったが、このうち一人は、「申立人のことは記憶しておらず、当

時の資料も無いため、保険料控除の状況は不明である。」と回答しており、ほかの者からは回答が得られなかったことから、これらの者から申立人の同社における保険料控除等の状況を確認することもできない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 4 日から 49 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 11 月 4 日を申立期間の始期としているが、同日付けで、同社において厚生年金保険の資格を取得している者のほぼ全員が、同社の設立登記日である同年 10 月 26 日付けで雇用保険の資格を取得していることが確認できるところ、申立人に同社での雇用保険の加入記録は確認できない。

また、元従業員の 1 人は、「A社では、給与の手取り額が多いほうがよいと思う者は、無理をして厚生年金保険に加入しなくてよいと言われた。私が勤務していた工場の従業員数は、40 人ぐらいだった。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が所有する二つの工場に勤務していた被保険者数の合計が、最も多いときで 34 人であるほか、同人と一緒に勤務していたと記憶している者の氏名が当該被保険者原票で確認できないことから、同社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、市町村の記録により、申立人は、申立期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者原票において、申立期間の健康保険整理番号に欠番



は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月から20年9月まで  
② 昭和32年ごろから33年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①については、昭和19年の学校卒業と同時に、A社B工場(当時は、C社D工場、現在は、E社)に入社し、20年9月まで勤務した。

申立期間②については、夫の死亡後、実家に帰った昭和32年ごろから、姉の店を手伝い始めた33年ごろまで、F社に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社B工場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、同工場が適用事業所となったのは、同工場がC社に返還された後の昭和22年10月1日であり、申立期間は、適用事業所ではない。

また、申立人は、同僚4人の名前を記憶しているが、申立期間当時に適用事業所であったC社(本社)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人及びこれらの同僚の記録が無く、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

なお、D共済組合連合会は、「A社は旧令共済の対象事業所である。」としていることから、A社B工場も申立期間当時、旧令共済の対象事業所であったと考えられる。

申立期間②については、申立人は、F社で勤務し、厚生年金保険に加入して

いたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人が勤務したとするF社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、近傍地で適用事業所としての記録が確認できる類似名称の事業所（1か所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが申立人の記録は確認できない上、同名簿に記録の有る元従業員3人に照会したが、申立人を知る者はいない。

さらに、申立人は、給与明細書等を保管しておらず、保険料控除についても、記憶が無いとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 26 日から 46 年 9 月 21 日まで  
ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間も同社に勤務し、B業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述及び申立期間の一部に係る雇用保険の記録から判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和 44 年 11 月 26 日から 46 年 8 月 20 日までの期間も、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 13 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間より後の 4 年から 13 年までの期間に事業主であった者は、「申立期間当時の資料は残っておらず、私の父である申立期間当時の事業主は高齢で、何を聞いても分からないとのことなので、申立人の申立期間における保険料控除については不明である。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、申立人と同職種であったとする元従業員の一人は、「私は、A社に昭和 45 年 6 月から約 1 年から 2 年勤務したが、当時の事業主に対して、社会保険に一切加入させないでほしいとお願いしたので、厚生年金保険の加入記録があったとしても、最初の数か月だけだと思う。」と陳述しており、オンライン記録を見ても、同人の同社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 45 年 6 月 30 日からの 5 か月であることが確認できる。

さらに、申立人と同職種であったとする別の元従業員で、申立人と同日の昭和 44 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得後、同年 12 月 25 日に資格を喪失し、

A社での被保険者期間が申立人と同じ1か月である者も、「実際には昭和45年3月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は44年11月の1か月だけである。」と陳述している。

加えて、前述の元事業主は、「私の父である申立期間当時の事業主から、厚生年金保険に加入させていなかった従業員もいたことを聞いたことがあるので、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと思う。」と陳述している。

これらのことから、申立期間当時、A社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、勤務している従業員の被保険者資格を喪失させることもあったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の一部において雇用保険に加入しているが、複数の元従業員について、厚生年金保険及び雇用保険の記録を確認したところ、厚生年金保険の加入期間に雇用保険の加入記録が無い者も確認できることから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員を両保険に同時に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の昭和44年11月26日の被保険者資格の喪失に伴って、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返還されたことを表す「証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立人には、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、申立人と同職種であったとする前述の元従業員二人も、「厚生年金保険に加入していない期間に、保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月5日から43年3月13日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A船に船長として乗船していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に船長としてA船に乗り、船員保険ではなく厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に乗船していたとするA船は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、船員保険の適用船舶としての記録も無い。

また、申立人は、申立期間当時の事業主の氏名及び同僚一人の名字を記憶しているが、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人には、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 45 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 1 月から 57 年 1 月まで  
③ 昭和 57 年 1 月から 60 年 12 月まで  
④ 平成 2 年 1 月から同年 12 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 51 年であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、昭和 52 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 51 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員 5 人のうち、連絡先の判明した 2 人に照会したが、回答を得られないため、これらの者からも申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間②については、自身も申立人と同じF職であったとする同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がB社にF職として勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、平成3年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないほか、申立人が申立期間当時の社会保険事務担当者であったとする同僚は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、前述の同僚は、同じF職であったとする元従業員6人の名字を記憶しており、このうち4人については申立人も記憶しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該6人のうち3人は加入記録が確認できるが、申立人が記憶している2人を含む3人は加入記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では、すべてのF職の従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間③については、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がC社にF職として勤務していたことが推認できる。

しかし、C社は、平成3年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち連絡先の判明した二人に照会したところ、自身もF職であったとする元従業員の一人は、「F職には、社員として勤務する人と歩合給で勤務する人がいた。歩合給で勤務する人は社員ではないので、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しており、当該被保険者名簿を見ても、同人が歩合給で勤務していたと記憶している者の加入記録は無く、申立人が自身と同じ勤務形態でF職として勤務していたと記憶している同僚についても、その加入記録は確認できない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

一方、申立人は、申立期間にC社で厚生年金保険に加入していなければ、同社と所在地が同じであり、事業主の親族が経営していたE社又はH社で加入していたのではないかと主張している。

しかし、E社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。



また、H社については、同社の申立期間当時の事業主は、「申立人のようなF職は、C社で雇用していた。C社で雇用していた従業員を当社で厚生年金保険に加入させることはなかった。」旨陳述しており、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の記録は見当たらない。

申立期間④については、申立人は、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、事業主は、「申立期間に係る当社の賃金台帳を調査したが、申立人の氏名は確認できないことから、申立人は申立期間には勤務していない。申立期間当時の従業員数は5人ほどだったので、勤務していたのであれば覚えているはずであるが、申立人のことは記憶に無い。」と陳述している。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員二人に照会したが、回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、申立人のD社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7857 (事案 4516 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間当時の勤務は推認できるものの、厚生年金保険料控除についてまでは推認できないとして、申立ては認められなかった。

しかし、A社に入社したときに、経理担当者から厚生年金保険被保険者証を渡され、大切に保管するように言われたことを明確に記憶している。

また、A社を退職後、昭和 36 年 4 月にB社に入社したときに、同社の社会保険事務担当者から、「あなたの年金は二つあるから一つを消しておいた。」と言われたことを記憶しており、その時にA社における申立期間の加入記録が消されたのではないか。

これらの事情を考慮の上、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できるが、i) 同社は、申立期間当時の従業員に係る資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない、ii) 申立期間当時の経理担当者は、「申立期間当時のA社の従業員数は約 60 人であったが、男性社員も女性社員も厚生年金保険に加入させないのが普通であった。」と陳述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立期間当時の被保険者数は 8 人から 10 人と少ないことから、同社では、必ずしも従業

員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認される等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社に入社したときに、経理担当者から厚生年金保険被保険者証を渡され、大切に保管するように言われたことを明確に記憶している。」と主張している。

しかし、申立期間当時の当該経理担当者に照会したが、同人は、「申立期間当時は会社ができて間もないころで、保険料の半額を会社が負担しなければならぬ厚生年金保険に、新しく入ってきた人をすぐに加入させることはなく、申立人に厚生年金保険被保険者証を渡した覚えもない。」と陳述している。

また、申立人は、「A社を退職後、昭和 36 年 4 月にB社に入社したときに、同社の社会保険事務担当者から、『あなたの年金は二つあるから一つを消しておいた。』と言われたことを記憶しており、その時にA社における申立期間の加入記録が消されたのではないか。」とも主張している。

しかし、申立期間当時の当該社会保険事務担当者は既に死亡しており、B社も、「申立人が当社に入社した当時の状況については不明である。」としていることから、申立人の主張内容を確認することができない。

また、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、「一般的に、二つある年金を一つにするとは、被保険者が年金番号を二つ持っている場合に、これらを統合し、一つにまとめる行為を指す。」としており、事業主が、従業員が過去に勤務した事業所に係る厚生年金保険の加入記録を取り消すことは考え難い。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれまでの9万8,000円から9万2,000円に下がっているとの回答をもらった。同支店に勤務していた期間は、給与額が上がることはあっても下がることは無かった。欠勤及び残業も無かったので、標準報酬月額が下がっていることに納得できない。申立期間の標準報酬月額を実際の報酬額に見合う9万8,000円以上の額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間の始期である昭和50年10月に、9万8,000円から9万2,000円に減額改定されているところ、申立人は、A社B支店に勤務した期間に給与が下がったことは無く、欠勤及び残業も無かったので、申立期間の標準報酬月額が下がっていることに納得できないと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、A社及び同社が給与計算事務を委託していたとするC社（現在は、D社）は、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和49年1月1日から53年12月31日までの期間に厚生年金保険の資格を取得した者のうち、自身の被保険者期間に標準報酬月額が減額された記録の

有る者及び申立人が記憶している同僚に照会したところ、16 人から回答があったが、同社が、社会保険事務所（当時）に実際の給与額と異なる額で届出することが有ったと回答した者及び自身の標準報酬月額が事実と相違していると回答した者はいなかった。

さらに、前述の被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 5 日から 35 年 2 月 28 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社B工場でC業務等に従事し、その後同社D支店に異動して、E業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に、A社B工場及びその後に同社D支店で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 8 月 1 日であり、申立期間のうち同日までは適用事業所ではない。

また、A社が適用事業所となった昭和 32 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員の一人で、同日前から同社に勤務していたとする者は、「昭和 30 年 8 月に入社し、その後何度も社会保険に入るよう会社に依頼したところ、しばらくして、給与から保険料が控除されるようになったので、やっと社会保険に加入してくれたのだなと思ったことを記憶している。」と陳述していることから、同社が適用事業所となる前は、保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人及び複数の元従業員の陳述から、申立期間当時の従業員数はA社D支店が6人から7人、同社B工場が20人から30人ぐらいであったと考えられるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者資格を取得している者は、同社が適用事業所となった昭和

32年8月1日に6人、33年3月1日に1人の計7人のみであり、申立人及び同人たちの陳述によると、これら7人はいずれも、資格を取得した時点において同社D支店に勤務していた者であることから、申立期間当時、同社では、同社B工場に勤務していた従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、昭和33年3月1日に1人が被保険者資格を取得した後は、申立期間より後の36年9月に19人が資格を取得しており、33年3月2日から36年8月までの期間に資格を取得した者はいないことが確認できるところ、当該19人のうちの1人は、「昭和34年4月からA社D支店で勤務したのに、36年9月まで加入記録が無い。」と陳述していることから、A社では、当該期間においては、同社D支店に勤務することとなった従業員についても、申立内容等から同社D支店に34年末から勤務していたことがうかがわれる申立人を含めて、厚生年金保険に加入させなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時の事業主は、高齢のため聴取することができず、同人から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7860 (事案 2454 及び 4306 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月から27年5月まで  
② 昭和28年8月1日から29年8月1日まで  
③ 昭和31年9月1日から32年7月30日まで  
④ 昭和35年1月21日から38年3月30日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①はA県B市C区にあったD社(現在は、E社)で、申立期間②はF社G支店で、それぞれ勤務していたのに、加入記録が無いのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間③はH社で、申立期間④はI社で、それぞれ勤務していたので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、いずれも申立期間における勤務は推認できるものの、厚生年金保険料控除についてまでは推認できないとして、申立ては認められなかった。しかし、同委員会のこの決定に納得できないので、今回、新たな資料等は提出できないが、改めて審議の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B市C区にあったD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするD社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。



また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

一方、オンライン記録によると、申立期間において、B市H区を所在地とするD社が厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人が同社で厚生年金保険に加入していた可能性を考慮し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し13人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいないほか、元従業員の1人は、「D社は、B市C区に事業所は無かった。」旨陳述している。

また、E社は、「申立期間当時の資料等は残存せず、申立人の申立期間における当社での在籍、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」としており、同社から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、申立人は、F社G支店で臨時社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F社人事総務部は、「当社では、申立期間当時の厚生年金保険の加入者台帳及び得喪届を保管しており、これらの資料を調査したが、申立人の記録は確認できなかった。」としている上、I健康保険組合は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みのため残存しておらず、申立人の記録を確認することができなかった。」としている。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し26人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人は、F社G支店で臨時社員として勤務していたと申し立てているところ、同社で正社員となるまで臨時社員として勤務していたとする元従業員は、「私は、臨時社員として勤務していた時には厚生年金保険に加入しておらず、正社員として採用されて初めて厚生年金保険に加入した。」旨陳述しており、臨時社員から正社員に変わったとする別の元従業員も、「私の在籍当時は、正社員ではない雇用形態の者として臨時社員及び季節社員が在籍しており、当該雇用形態の者は、厚生年金保険に加入していなかった。私も臨時社員としてF社G支店で勤務した昭和28年9月20日までの期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述しており、オンライン記録を見ても、同人が同年9月21日に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、F社G支店に正社員として昭和29年4月1日に入社し、前述の被保険者名簿から、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員も、「臨時工の雇用契約というのは、数か月ほどの期間の定めのある雇用契

約であり、当該雇用契約の者は、失業保険に加入させることはあっても厚生年金保険に加入させることはなかったはずである。」旨陳述している。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③に係る申立てについては、同僚の陳述等から勤務していたことは推認できるものの、H社では、申立期間当時、厚生年金保険に未加入の従業員がいたことがうかがえ、申立人の保険料控除を示す周辺事情等も見当たらない等として、また、申立期間④に係る申立てについては、申立人が申立期間当時にI社において正社員として勤務していたことが確認できず、厚生年金保険の加入対象とはなっていなかったことがうかがえる等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月31日付け及び21年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、保険料控除をうかがわせる新たな周辺事情も見当たらない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年12月3日まで  
② 昭和23年2月5日から24年1月1日まで  
③ 昭和36年4月1日から同年10月26日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①及び②については、高校卒業後、父の口利きでA社（現在は、B社）C工場に入社し、昭和22年4月1日から受験のため退職した23年12月31日まで継続して同工場に勤務していたのに、加入記録は、22年12月3日から23年2月5日までの2か月しかないのに、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間③については、D社に在籍しながら、E社でもF業務をしており、両社から報酬を得ていたのに、D社での加入記録しかないのに、E社でも厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、申立期間もA社C工場勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、G社（B社のグループ企業の給与事務等を担当する会社）は、「申立期間当時の人事書類及び賃金関係書類は保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」としている。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し4人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等が確認できない。

さらに、申立人は申立期間当時の保険料控除額を含む報酬明細メモを所持しているが、記載されている報酬額は、前述の被保険者名簿に記載された申立人の加入記録に係る標準報酬月額及び申立期間当時の元従業員等の標準報酬月額と大きく乖離していることから、当該メモの記載をもって申立人の申立期間における保険料控除を推認することは難しい。

加えて、申立期間①については、前述の元従業員4人について、同人たちが記憶している入社時期と前述の被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、入社時期に資格を取得している者はおらず、入社時期の7か月から8か月後に資格を取得していることが確認できるほか、そのうちの1人は、「資格の取得までの試用期間があったことを覚えている。」と陳述していることから、A社C工場では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間③については、申立人は、E社でも勤務し報酬を得ていたので、同社でも厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人は申立期間当時のE社の同僚等を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある元従業員に照会し3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

また、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 25 日から同年 11 月 25 日まで  
② 昭和 41 年 4 月 18 日から 44 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 44 年 10 月 25 日から 47 年 2 月 21 日まで

ねんきん特別便を確認したところ、A社本店、B社及びC社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとされていることがわかった。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 45 年 1 月から 49 年 12 月までに厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性の同僚のうち 3 人は、当時、事業主による代理請求があったことをうかがわせる旨を陳述している。

また、上記被保険者名簿において、同一の支給日に脱退手当金を受給している複数の女性が散見されるところ、このうち 3 人の脱退手当金裁定請求書を見ると、「最後に被保険者として使用された事業所」欄にはC社のゴム印が押されているとともに、同社を管轄する社会保険事務所（当時）において同じ日付で受け付けられていることが確認できる。

さらに、当該脱退手当金は、上記 3 人の当時の住所地に近い金融機関における通知払い（隔地払）となっていることも確認できることなどから、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号となっていることが確認でき、申立人が脱退手当金を受給したた

めに記号番号が異なっているものと考えられる。

加えて、C社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上、不自然な点は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月ごろから同年 9 月ごろまで  
② 昭和 52 年 10 月ごろから 55 年 8 月ごろまで  
③ 昭和 60 年 9 月ごろから平成元年 6 月ごろまで

申立期間①について、A社を退職した後、B市にあったC社に入社し、社会保険に加入させてもらった。同社の社長からは、「社会保険の加入手続は、当社が委託した社会保険労務士が行った。」と聞いた記憶がある。

申立期間②について、D市に所在したE社がG区に設置した同社F支店に3年程度、P職として勤務した。

E社F支店名のゴムスタンプを押した紙を今も所有しており、会社名及び所在地が確認できる。

申立期間③について、Q制度を利用して、G区のH社に所属しながら、I市にあるJ社K工場(現在は、J社L工場)へP職として出向し、勤務した。

当時、私はJ社の担当者として「M社」へ仕事を発注し、よく打合せをしていた。また、休憩時間には、会社の敷地内でJ社の社員とキャッチボールをしたことも記憶している。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C社における当時の仕事内容等を具体的に記憶しており、申立期間当時の事業主の息子からも、「申立人と父親との間に仕事上の付き合いがあったと思う。」旨の陳述が得られたことから判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時のC社の事業主は既に死亡している上、同社が委託していたとする社会保険労務士の氏名及び所在も確認できないことから、これらの者に申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について事情照会を行うことができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に対して、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事情照会したものの、いずれも「申立人を記憶していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当時の業務内容等を明確に記憶している上、E社F支店のスタンプが押された書類を所持していることなどから、申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時の事業主からの回答が得られず、商業登記簿により確認できたすべての役員も所在が不明であるため、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、申立人がE社F支店における同僚であったとして氏名を挙げた者に事情照会したものの、「申立人がE社の社員であったかまでは記憶していない。」旨を陳述しているほか、上記同僚の記録が確認できた同社N支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し調査したものの、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立期間にH社に所属し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間当時在籍していたとするH社は、オンライ



ン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらず、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人が出向していたとする J 社 L 工場に事情照会したものの、「申立期間当時の人事異動通知発令に係る記録において、申立人の氏名は見当たらず、他社からの出向で勤務した方の記録も保存していない。」旨回答している。

加えて、申立人が J 社 K 工場における同僚として氏名を挙げた者の所在は不明であるほか、申立人は、同社 K 工場の O 部署で勤務していた同僚の氏名を覚えていないと陳述しており、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人が利用したとする「Q 制度」について、照会したが、当該制度に関する回答は得られなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 5 月 1 日から A 社で勤務した。しかしながら、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 5 月 1 日から A 社で勤務していたと申し立てているところ、同社提出の賃金台帳によると、41 年 11 月 1 日に支給された同年 10 月分給与以降の期間については、申立人の名前が確認できるものの、同年 9 月分以前については、申立人の名前は見当たらず、同社の当時の事業主は、「昭和 41 年 9 月分以前の賃金台帳に申立人の名前は見当たらないので、申立人は同年 9 月以前には当社に勤務していなかったと考えられる。」旨を回答しており、複数の同僚の陳述からも同年 9 月以前の期間における申立人の在籍を確認することはできなかった。

一方、上記賃金台帳を見ると、申立人に支給された昭和 41 年 10 月分から 42 年 2 月分までの給与からは、厚生年金保険料は源泉控除されていないことが確認できる。

また、当該賃金台帳によると、申立期間当時、A 社で勤務していた同僚の中には、入社後約 6 か月間は、厚生年金保険料を源泉控除されていない者が複数確認できることから、同社では、当時、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、上記事業主は、「当時、社会保険事務は事務担当者にすべて任せていた。」と陳述しているところ、申立期間当時の事務担当者は既に亡くなっている。

るため、当時の事情を明らかとすることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないほか、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、昭和 50 年 6 月末日付けで同社を退職したい旨の希望を伝えて退職した。しかしながら、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。私が所持している源泉徴収票の退職日は、同年 6 月 30 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 50 年 6 月 30 日付けで退職したので、同社における厚生年金保険の資格喪失日は同年 7 月 1 日である旨を申し立てているところ、申立人提出の同社に係る同年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人の退職日は、同年 6 月 30 日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録及びB厚生年金基金提出の厚生年金基金加入員資格喪失届によると、申立人の離職日及び退職日は昭和 50 年 6 月 29 日として届出が行われていることが確認でき、当該記録は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している。

また、A社の現在の事業主は、「当時の状況は不明であるが、当社が保管する出勤簿では、申立人の最終勤務日は昭和 50 年 6 月 29 日となっている。ただし、同年 6 月 30 日は当社の公休日であった可能性がある。」旨回答しているところ、当該出勤簿を見ると、当時の在籍者には「公休」の押印が見られるものの、申立人欄には、当該「公休」の押印は確認できない上、申立人に係る同年 6 月 30 日の欄は斜線で抹消されている。

さらに、当時、当該源泉徴収票を作成した公認会計士事務所の担当者は亡くなっているため、申立人の退職日を確認することができない上、現在、A社に

における経理事務を上記公認会計士事務所から引き継いで受託している税理士事務所は、「源泉徴収票の作成に当たっては、退職月は事業主に確認するものの、退職した日付までは確認することなく退職月の末日を記入することから、実際の退職日と源泉徴収票に記載される退職日は異なることもある。」旨回答している。

これらのことから、申立人のA社における退職日を確認することはできず、このほか、申立人が申立期間に同社に在籍していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、上記の源泉徴収票によると、「社会保険料の金額」欄には、4万8,293円と記載されており、当該金額は6か月分の社会保険料の合計額にほぼ符合する金額であるところ、A社の現在の事業主及び同社が経理事務を委託している労務管理事務所は、「A社における社会保険料の控除方法は、申立期間当時から翌月控除方式であり、源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、昭和49年12月から50年5月までの6か月分である。したがって、同年6月の厚生年金保険料は申立人の給与から控除していなかった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 15 日から同年 11 月 25 日まで  
② 昭和 32 年 3 月 25 日から 33 年 5 月ごろまで  
③ 昭和 36 年 4 月 16 日から 37 年 5 月 11 日まで

申立期間①は、A社でB業務従事者として約1年間勤務したのに、厚生年金保険の加入記録は昭和31年5月1日から同年8月15日までとなっている。

申立期間②は、A社を退職後に、C社で1年ぐらいは勤務したが、厚生年金保険の加入記録が1か月間となっている。

申立期間③は、D社に勤務していた2年間は途中で退職することなく、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社では約1年間勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社の元事業主提出の「失業保険被保険者離職証明書」を見ると、申立人に係る失業保険の離職年月日は昭和31年8月15日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できず、さらに、当該被保険者名簿から申立期間当時に在籍していた同僚を抽出して照会を行ったものの、回答が得られた複数の同僚は、いずれも「申立人を記憶していない。」と回答しており、申立人の申立期間における在職について確認することができなかった。

加えて、A社は、平成10年4月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているほか、その後の元事業主も「申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、資料が無く不明である。」旨を回答している。

また、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かではなく、このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社で約1年間勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、C社は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、「当社は既に閉鎖しており、申立期間当時の関連資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨陳述している。

また、申立人はC社と一緒に入社したとする同僚の氏名を記憶しているものの、同人の所在は不明のため、事情照会することができないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同僚を抽出して調査したところ、回答の得られた同僚は、「私がC社に勤務していた時（時期は不明）に、申立人はE店に勤務していた。」旨陳述しているところ、当該同僚は昭和32年10月に厚生年金保険の資格を喪失していることから、申立人は、少なくとも同年10月より前に同社を退職していた可能性を否定できず、ほかの同僚も、「申立人の勤務期間及び退職日については不明。」としていることから、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことを確認することはできなかった。

さらに、C社の元事業主も「申立期間当時の資料は保存していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しているほか、上記同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られなかった。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かではなく、このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、D社を昭和37年12月に退職するまでの約2年間は同社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、D社は昭和46年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主及び当時の役員はいずれも亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事情照会することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に在籍していた同僚を抽出し、連絡先の判明した33名に文書照会を行い17名から回答を得たが、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における在職及び保険料控除について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様にD社における厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じている者が複数散見されたことから、これら同僚に照会し、複数の同僚から回答が得られたが、それぞれ、「自身の都合で同社を一旦退職した。」旨陳述しているところ、当該同僚の中には同社で一旦資格を喪失し、その後再取得するまでの期間は他社において厚生年金保険に加入している者が確認できる。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かではなく、このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月18日から33年6月10日まで

B社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、前職のA社を退職して、引き続き翌日からB社に入社し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間において、B社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立人と同じ日付で資格を取得した同僚からは、「当時、会社から、入社後すぐには健康保険と厚生年金保険には加入できない旨の説明を受けた。」との陳述が得られたほか、ほかの複数の同僚からも同趣旨の陳述が得られた。

そこで、これら同僚のうち、B社への入社日を明確に記憶していた複数の同僚について、入社日と資格取得日を調査したところ、同社での資格取得日は、いずれも入社約11か月後から14か月後であることが確認でき、同社では、入社から一定期間の経過後に、まとめて資格取得手続をしていたことがうかがえる。

また、当時、社会保険及び給与事務を担当していた者からは、「昭和30年代は入退社が激しかったので、入社後すぐ厚生年金保険に加入させることはなく、約1年間勤務した後、当時の支配人が個別に決定していた。自分自身の記録も入社から1年後であり、厚生年金保険に加入していない者からは、保険料を給

与から控除していない。」と陳述している。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役及び社会保険事務の責任者であった支配人も亡くなっているため、当時の事情を明かとはできなかった。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 5 日から 50 年 12 月 31 日までの期間  
うちの数か月間

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

前の勤務先を退職した昭和 49 年 7 月から、C 市に帰る 50 年 12 月までの間に、時期及び期間ははっきりしないが、数か月ほど A 社で正社員として B 職に従事した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の代表取締役の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、「当社では雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させており、雇用保険に加入していない者が厚生年金保険に加入することは有り得ない。」としているところ、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、自身の勤務期間について「1 か月から 2 か月又は数か月程度であったかもしれない。」としているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員二人は、「3 か月間の試用期間が有り、その間は厚生年金保険に未加入だったと思う。」と陳述しており、申立人と同じ B 職であったとする別の元従業員二人も、「厚生年金保険の資格取得日より前から勤務していた。」と陳述している。

さらに、当該 B 職の元従業員二人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 50 年 7 月 1 日であるところ、同人たちが自身より先から入社していたとする者の資

格取得時期は51年2月であり、また、同人たちが同期入社であるとする者二人の資格取得時期は、それぞれ同年7月及び52年9月となっている。

加えて、元従業員の一人が「パート及びアルバイトの従業員は厚生年金保険に加入していない。」と陳述しているところ、前述B職の元従業員が「アルバイト的な事務員であった。」とする者は前述の被保険者名簿に氏名が確認できない。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合も、必ずしも入社と同時ではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、「申立期間当時の関係資料は残っていないため詳細は不明であるが、厚生年金保険に未加入の従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは有り得ない。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7869 (事案 5866 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 15 日から 33 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録訂正の申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、申立期間当時、職場の先輩に給与の額について不満である旨を話したところ、厚生年金保険料等が控除されているためであると教えられたことを思い出した。当該先輩に確認の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できるものの、申立期間当時、同社では従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれること、及び同社は既に閉鎖しており、当時の事業主も死亡しているため同社から申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、給与の額が少ないことに不満を持ち、A社の先輩社員にその旨を話したところ、同人から厚生年金保険料等の控除があることを教えられたことを思い出したので、給与から保険料を控除されていたことは間違いないと改めて主張している。

しかし、当該先輩社員に確認したところ、同人は、申立期間当時、申立人に

対して、給与から控除されるものがある旨の話をした記憶は有るとしているものの、「自分自身についても、年金の受給を始めるまでA社で厚生年金保険に加入していたことを知らなかったので、当時給与から保険料を控除されていたかについても認識していなかった。」と陳述していることから、同人の陳述のみをもって、申立期間当時、申立人の給与から保険料控除があったと判断することはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間は、学校に通いながら、月に 25 日間は 17 時から 23 時までA社のB業務従事者として勤務していた。また、同社に採用されることが決まった際、アルバイトではあったものの年金手帳を提出するよう説明を受けた記憶も有るので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の現在の事業主(申立期間当時の事業主の子)の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 2 月 5 日まで同社で勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時、申立人の直属の上司であった者は、「私が申立人の面接を行ったが、申立人は学生であったので、アルバイトとして採用したと記憶している。正社員及び準社員は厚生年金保険に加入させていたが、アルバイトは厚生年金保険には加入させておらず、申立人の前任者も学生でアルバイトであったので、厚生年金保険には加入させていなかった。また、A社は厚生年金保険料を控除しながら届出を怠るような事業所ではなかった。」と陳述している。

さらに、現在の事業主は、「アルバイトは、労働保険には加入させても、健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかったかもしれない。」としており、元従業員3人も、「アルバイトであれば、厚生年金保険には加入していないと思う。」と陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る元従業員のうち、連絡先の判明した31人に照会し12人から回答を得たが、そのうち9人は自身の雇用形態を正社員とし、残る3人は不明としており、アルバイトで厚生年金保険に加入している者は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 10 月から 20 年 3 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B工場で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

当該工場には、大学を卒業後にC業務従事者として採用され、昭和 18 年 10 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B工場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間のうち、昭和 18 年 10 月から 19 年 6 月 1 日までの期間については、労働者年金保険法が適用されており、同法は、工場及び炭坑で働く男子の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人は、A社B工場にC業務従事者として採用されその後退職するまでC業務従事者の身分は変わらなかったと陳述していることから、当該期間は、同法の対象者ではなかったものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法が施行されたことに伴い、男子の肉体労働者以外の労働者についても適用が拡大されたものの、保険料の徴収開始前の時期であり、被保険者期間には算入されない。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 20 日までの期間については、厚生年金保険法の適用対象期間ではあるが、A社は、申立期間当時の人事記録等を保存していないため、同社から申立人の申立期間における勤

務状況及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚等を覚えていないため、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、二人から回答を得たが、いずれも申立人を覚えておらず、これらの者からも申立人の勤務状況について確認することができない。

なお、A社B工場を管轄するD年金事務所は、「空襲により、社会保険事務所の建物自体は焼失しなかったが、一部の被保険者名簿を焼失した。しかし、焼失した名簿は、別に保管していた資料等により復元した。現在保管しているA社B工場に係る被保険者名簿は復元されたものか否か不明であるが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿は原資料と照合しており内容に問題は無い。」としており、当該名簿及び台帳記号番号払出簿の記録を見ても不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7872 (事案 3060 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から29年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A市にあった進駐軍施設であるBキャンプ内でC業務従事者として勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらったので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回、新たに同僚3人の名前を思い出したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のBキャンプ内における在職については推認できるものの、i) 保存されている関連資料等では申立人の勤務実態及び保険料控除の状況が不明である、ii) Bキャンプでは、勤務する事業所及び時期により厚生年金保険への加入の取扱いに差異を設けており、申立人については、何らかの事情により、厚生年金保険への加入を行わない取扱いをしていたと考えられる等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、申立期間当時の同僚について、新たに3人の者の名字及びおおよその年齢が申し立てられたことから、これらの条件に該当する者について渉外労務管理事務所関係索引簿で検索し、連絡先の判明した5人に照会を行った。その結果、全員から回答が得られたものの、いずれも申立人が同僚とする者ではなかった上、申立人のことを記憶している者もおらず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できなかった。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月4日から25年6月3日まで  
② 昭和25年6月3日から26年4月5日まで  
③ 昭和26年4月5日から28年4月1日まで  
④ 昭和28年4月1日から同年4月9日まで  
⑤ 昭和28年4月9日から30年4月8日まで  
⑥ 昭和31年2月2日から同年11月20日まで  
⑦ 昭和31年12月22日から32年1月21日まで

船員保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A船(申立期間①)、B船(申立期間②)、C船(申立期間③及び⑤)、D船(申立期間④)、E船(申立期間⑥)及びF船(申立期間⑦)に乗っていた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

いずれの申立期間についても、船員手帳の記録から勤務していたことは確かなので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の所持する船員手帳の記録から、申立人が申立期間にG氏所有のA船に乗っていたことが確認できる。

しかし、A船が船員保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、A船の船主は所在不明で、船長(申立人の父)は死亡している上、申立人はこのほかに同僚等の名前を記憶していないため、これらの者から申立人に係る保険料控除等の状況は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に給与から船員保険料が控除されていたかどうか分からないとしている。

申立期間②については、申立人の所持する船員手帳の記録から、申立人が申

立期間にH氏所有のB船に乗っていたことが確認できる。

しかし、B船が船員保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、B船の船主及び船長（申立人の次兄）は所在不明である上、申立人はこのほかに同僚等の名前を記憶していないため、これらの者から申立人に係る保険料控除等の状況は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に給与から船員保険料が控除されていたかどうか分からないとしている。

申立期間③及び⑤については、申立人の所持する船員手帳の記録から、申立人が申立期間にI氏所有のC船に乗っていたことが確認できる。

しかし、C船が船員保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、C船の船主であり船長であった申立人の長兄は死亡している上、申立人はこのほかに同僚等の名前を記憶していないため、これらの者から申立人に係る保険料控除等の状況は確認できない。

さらに、オンライン記録から申立人の長兄の年金記録を照合したが、申立期間に係る船員保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に給与から船員保険料が控除されていたかどうか分からないとしている。

申立期間④については、申立人の所持する船員手帳の記録から、申立人が申立期間にL氏所有のD船に乗っていたことが確認できる。

しかし、D船が船員保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、D船の船主及び船長（申立人の次兄）は所在不明である上、申立人はこのほかに同僚等の名前を記憶していないため、これらの者から申立人の保険料控除等の状況は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に給与から船員保険料が控除されていたかどうか分からないとしている。

申立期間⑥については、申立人の所持する船員手帳の記録から、申立人が申立期間にK氏所有のE船に乗っていたことが確認できる。

しかし、E船が船員保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、E船の船主は所在不明で、船長（申立人の長兄）は死亡している上、申立人はこのほかに同僚等の名前を記憶していないため、これらの者から申立人の保険料控除等の状況は確認できない。

さらに、オンライン記録から申立人の長兄の年金記録を照合したが、申立期間に係る船員保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に給与から船員保険料が控除されていたかどうか分からないとしている。

申立期間⑦については、申立人の所持する船員手帳の記録から、申立人が申立期間にJ社所有のF船に乗っていたことが確認できる。

しかし、J社は、申立期間当時の賃金台帳等を保存していないため、申立人

の給与から保険料を控除していたか否かは不明としている。

また、J社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る者7人に照会し4人から回答を得たが、そのうちの3人は、各自が所持する船員手帳に記載された同社での雇入日と、船員保険の資格取得日との間に3か月から7か月の期間が有るとしている。しかし、いずれの者からも、船員保険に未加入であった当該期間の給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間に給与から船員保険料が控除されていたかどうか分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から同年 11 月まで  
② 昭和 59 年 8 月から同年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社（現在は、B社）でC業務従事者として勤務し、申立期間②は、D社でE業務をしていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、別の元従業員は、「C業務は経験のいる仕事なので、様子見の期間があったと思う。」と陳述しているところ、B社は、「申立人が勤務した期間は不明であるが、申立期間程度の勤務であれば試用期間であったと考えられる。当社では、試用期間中は厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除することも無い。なお、この取扱いは現在でも同じである。」としている。

また、B社の現在の事業主（申立期間当時の事業主の子）は、「私は特例で入社と同時に厚生年金保険に加入したが、通常は試用期間経過後に加入する。」と陳述しており、別の元従業員の一人は、「私は昭和 45 年 2 月に入社したが、2 か月の試用期間経過後の同年 4 月から厚生年金保険に加入した。」としているところ、オンライン記録により、同人のA社における資格取得日が昭和 45 年 4 月 3 日であることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人提出の取引先担当者の名刺及びこれら取引先担当者の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がD社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、D社では自身、社長及び部長の3人が勤務していたとしているが、これらの者の氏名を明確に覚えていない上、同社の元代表者に照会文書を送付したが回答を得られず、これらの者から申立人の勤務実態や保険料控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人が勤務したとするD社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、申立人は、前述のとおり、同社で勤務していたのは自身を含めて3人であったと陳述していることから、申立期間当時の厚生年金保険法の規定に照らし、強制適用事業所ではなかったと考えられる。

さらに、D社の商業登記において、同社の役員となっている者について、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で加入記録が確認できることから、同名簿も調査したが、申立人の記録は見当たらない上、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日以前の期間のうち、1 年以上の期間

私は、期間は特定できないが、昭和 31 年 11 月 1 日以前の 1 年以上の期間、学校に通学しながら、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟の陳述から、申立人は、期間の特定はできないものの、昭和 31 年 11 月 1 日以前に A 社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同社も「当時の関係資料が残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、「A 社には、申立期間当時、父と二人の弟も勤務していた。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の父及び二人の弟の氏名が見当たらない上、健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

さらに、申立人は、「学校に通うため、ほかの従業員よりも終業時間が早かった。」と陳述し、前述の申立人の弟は、「私と姉は、アルバイト扱いであった。」と陳述していることを踏まえると、A 社は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入する雇用形態ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 3 月 1 日から同年 12 月 12 日まで  
③ 昭和 54 年 12 月 12 日から 55 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 4 月に A 社に正社員として入社し、業務上の負傷が原因で仕事ができなくなり、55 年 6 月 30 日に同社を退職した。

在職期間中は雇用保険に加入していたし、上記の負傷時には、労災保険の給付も受けていたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 53 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人の母は、「息子が申立期間前に勤めていた会社を昭和 53 年 2 月に退職後、1 年程度の期間が経過してから、私が A 社の求人を見つけ、息子に紹介した。」旨陳述している。

また、雇用保険の記録から、申立人は、昭和 53 年 3 月 2 日に公共職業安定所に対し求職の申込みを行い、同年 3 月 9 日から同年 11 月 8 日までの期間において、申立期間前に勤務していた事業所に係る雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において A 社に在籍していたことが確認できる。

しかし、申立人の A 社に係る雇用保険被保険者離職票を見ると、賃金額が、日給及び時間給によって給与が支給される者に該当する欄に記載されていることが確認でき、同社の代表取締役は、「申立人は、特別な事情により、一般

社員と同様の業務量をこなせなかったため、パート社員の扱いであったかもしれない。パート社員であれば、社会保険に加入させていなかったため、保険料は控除していないと思う。」旨陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA社に在籍していたことが確認できる。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険被保険者離職票には、「昭和54年12月12日から55年6月30日までの期間は、休業のため賃金の支払いなし。」と記載されており、申立人の母も、「当該期間については、息子は、業務上の負傷が原因で仕事ができなくなって会社を休んでいたため、給与は支払われていなかった。厚生年金保険料を別途、事業主に支払ったこともなかった。」と陳述している。

なお、申立人は、A社に在職中、労災保険の給付を受けていたと申し立てているところ、管轄労働局の記録において、申立人の申立期間における労災保険の給付に係る記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年6月1日まで  
② 昭和25年10月23日から31年5月25日まで

私は、昭和21年4月1日から23年2月20日まで、A社に勤務していたが、21年4月1日から22年6月1日までについては厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、昭和25年10月23日から31年5月25日までの期間は、B社C支店のD店、E店及びF店に勤務していたが、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和21年4月1日から22年6月1日までの期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和23年2月20日に後述のB社C支店に事業を継承した後、26年4月1日に廃止されていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、昭和25年10月23日から31年5月25日までの期間において、B社C支店のD店、E店及びF店に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の店は、昭和25年10月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、B社C支店の店の中には、昭和25年10月23日以降、厚生年金保険

の適用事業所となっている店等がみられることから、オンライン記録により、申立人が主張する勤務先名に類似した名称で検索したところ、「G店」及び「H社」が申立期間において適用事業所であったことが確認できたが、両事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人は、昭和25年10月23日にB社C支店における被保険者資格を喪失しており、申立人が勤務を主張する事業所に係る記録は記載されておらず、オンライン記録と一致している。

申立期間①及び②について、申立人が記憶する同僚5人のうち、4人は死亡又は所在が不明であり、残る1人は申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間後に勤務した店の代表取締役であることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、A社及びB社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先が判明した複数の被保険者に文書照会を行ったものの、申立人の申立期間における勤務実態についての回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 57 年 2 月までの期間のうちの約 1 年間

私は、昭和 52 年 7 月から 57 年 2 月までの期間のうちの約 1 年間、A 社 B 支店に勤務していた。しかし、当該期間については、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 7 月から 57 年 2 月までの期間のうちの約 1 年間、「A 社 B 支店」に勤務し、C 業務を行っていたと申し立てている。

申立人が勤務したと主張する「A 社 B 支店」は、D 社グループ企業の人事機能を担う E 社の回答等から、D 社（現在は、G 社）の子会社であった A 社（昭和 53 年 6 月 1 日に A 社のグループ企業であった F 社に吸収合併された。）の直営店又は代理店であったものと推定できる。

しかし、オンライン記録において、「A 社」は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、類似事業所も同様に記録が無い。

なお、A 社及び F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、また、健康保険整理番号に欠番が無く、それぞれの名簿の記録に不自然な点も見られない。

さらに、E 社は、「A 社及び F 社において、申立人が在籍していたという記録は確認できない。」旨回答している。

加えて、E 社は、「申立期間当時、C 業務従事者は業務委託契約を締結していたので、社会保険には加入させていなかった。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 5 月 1 日に A 社に入社し、子供の出産を機会に 43 年 5 月 1 日に同社を退職したが、社会保険事務所（当時）の記録では、当該勤務期間については、脱退手当金が支給されたこととされている。

脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 10 か月後の昭和 44 年 2 月 14 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、昭和 43 年 12 月 1 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が 44 年 2 月 14 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7880 (事案 2795 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 4 月 1 日から 19 年 12 月 30 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。  
そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会に加入記録の訂正を申し立てたが、当該期間の厚生年金保険料控除を確認できないなどとして、申立ては認められなかった。  
しかし、申立期間については、A社で社員として勤務したことは間違いなく、申立期間当時の写真を提出するので、再度申立てを行う。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社が名称変更したB社発行の身分証明書等から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが認められるが、i) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではないこと、ii) 申立人が記憶する同僚は、いずれも同社において被保険者としての記録が無いほか、申立人及び同社の元職員が陳述する申立期間当時における同社の職員数は 200 人以上であるが、同名簿において確認できる同年 6 月 1 日時点の被保険者数は 42 人であることから、当時、同社では、必ずしも職員全員を厚生年金保険には加入させていなかったことがうかがえるため、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、申立期間当時のものであるとする写真が新たに提出され



ているが、申立人は、当該写真に写った人物の氏名を記憶しておらず、当該写真から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、今回の調査において新たに氏名が判明した申立人の元上司は、上記の被保険者名簿に氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 31 日から 35 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 42 年 12 月 30 日から 45 年 12 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社（現在は、C社）に、申立期間③は、D社にそれぞれ勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に加入記録のある被保険者 55 人のうち、申立人を含む 52 人が昭和 34 年 10 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において昭和 34 年 10 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 52 人のうち、所在が判明した 30 人に照会したところ、回答のあった 14 人のうちの 4 人は、資格を喪失した理由について、「会社が不正行為をしたためである。」と陳述しており、そのうちの 2 人は、いずれも「昭和 34 年 10 月 31 日に資格を喪失した後も継続して勤務（1人は、昭和 35 年 1 月 31 日まで、もう 1 人は、同年 4 月 1 日まで勤務していたと陳述）していたが、厚生年金保険は切れていた。」と陳述している。

さらに、申立期間に厚生年金保険の加入記録の有る被保険者 3 人は、いずれも死亡又は所在が不明であるため聴取することができないことから、申立人の

申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

加えて、申立期間当時の事業主及び事業主の息子は、いずれも既に死亡しており、A社の元従業員で、事業主の息子の妻に聴取したところ、同人は、「申立期間当時の資料は残っていないので何も分からない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人が記憶しているB社の所在地及び同社における業務の具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、昭和54年1月31日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も不明である上、同社の事業を承継しているC社は、申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

また、申立人が上司であったとして記憶している元従業員及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある元従業員のうち、所在が判明した24人に照会したところ、回答のあった2人の合計3人からは、申立人が申立期間に保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和38年1月から40年12月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、元同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間に厚生年金保険の加入記録の有る元従業員のうち、所在が判明した33人に照会したところ、回答のあった15人のうちの10人は、いずれも自身が記憶する退職日と厚生年金保険の資格喪失日は一致していると陳述しており、そのうちの1人で、申立期間当時の社会保険関係の事務を担当していた者は、「従業員の厚生年金保険の届出等は、適正に行われていた。」と陳述している。

また、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、D社の現在の事業主に照会したが、回答を得ることができない上、申立人は、自身の紹介により同社に入社した者として同僚二人の名字を挙げているが、オンライン記録によると、

当該同僚二人は、同社において厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、個人を特定することもできないことから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和42年12月29日に離職しており、これは厚生年金保険の被保険者資格喪失日（離職日の翌日）と一致している。

加えて、D社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には「証返納 43.1.9」の記載があることから、申立人の健康保険被保険者証は、申立期間中の昭和43年1月9日に返納されていることが確認でき、同原票の記載に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 7 月 1 日から 30 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 7 月 13 日から 42 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 25 年 7 月に叔父が経営していたB社に入社し、その後、A社になり、42 年 6 月に退職するまで継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元従業員の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が適用事業所となったのは、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和 30 年 2 月 1 日であり、申立期間は適用事業所でなかったことがオンライン記録により確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同様に昭和 30 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員のうち、所在が判明した 8 人に照会したところ、回答した 6 人全員が資格取得日より前に入社したとしており、これらの者は、同社が適用事業所となるまで厚生年金保険に加入しておらず、そのうちの 3 人は、「社長の奥さんが給与計算をしていたが、給与明細書は無かったので厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と陳述していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況について具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立期間当時の事業主及び給与計算をしていた事業主の妻は、いずれも既に死亡しており、申立人の申立期間における保険料控除等の状況につい

て確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、C業務従事者であった従業員の陳述から判断すると、申立期間のうち、昭和31年から37年まで申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年4月1日から37年5月4日まで厚生年金保険に加入していたことが確認できる上述の元従業員は、「申立人のほか、3人の後輩を記憶している。」と陳述しているところ、このうちの1人は、30年2月1日から38年1月1日まで加入していることが確認できるものの、ほかの2人は加入記録が無いことから、同社では、必ずしも勤務していた者全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、上述の元従業員は、「私が退職した後、時期は不明だが、申立人も退職して、店の仕事に変わったと聞いている。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和40年10月1日から46年12月1日まで加入していたことが確認できる元取締役は、「私が入社した時、申立人は、個人事業の店として同社と取引があり、従業員ではなかったので厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

さらに、申立期間当時の事業主及び給与計算をしていた事業主の妻は、いずれも既に死亡しており、申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月から 37 年 3 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和 33 年 12 月ごろ、新聞広告の求人募集で同社が経営するB店のC業務従事者として採用され、42 年 7 月まで 9 年間勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元総支配人の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 9 月 10 日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではないことがオンライン記録により確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録があり、所在が判明した元従業員 26 人に照会したところ、回答があった 14 人のうち 4 人は、「申立期間当時、C業務従事者のような職種については、厚生年金保険に入社後すぐには加入していないか、全く加入していない者もいたのではないか。」と陳述しているところ、回答があった 14 人のうち 6 人は、同社が適用事業所となる前から勤務していたと記憶しているが、そのうちの 5 人については、申立人と同様に適用事業所となった時点において、すぐには厚生年金保険に加入しておらず、17 か月から 19 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、A社は、昭和 59 年 12 月 2 日に解散しており、申立期間当時の事業

主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から30年5月1日まで  
② 昭和32年6月15日から33年9月15日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①のA社には、学校卒業後すぐからB社(現在は、C社)に転職するまで勤務していた。また、私は、昭和33年11月に婚姻したが、B社には、その1か月ぐらい前まで継続して勤務していた。申立期間①及び②の期間にいずれも勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和26年4月1日からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年10月9日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではないことがオンライン記録により確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間当時被保険者記録のある元従業員のうち、所在が判明した3人に照会したが回答は得られず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、A社は、昭和59年12月2日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無

く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和33年11月に婚姻する1か月くらい前までB社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間当時に被保険者記録のある元従業員のうち、所在が判明した7人に照会したところ、回答が得られた4人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

また、C社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の状況を知る者もないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について確認することはできない。」と回答している。

さらに、上述の被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和32年6月15日と同日に健康保険被保険者証が返納されたことが記載されており、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月3日から39年6月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、夫が事業主であったA社に勤務したうちの申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫の記録はあるのに、私の記録が継続していないのはあり得ないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある元従業員66人のうち、所在が判明した21人に照会したところ、15人から回答があり、そのうちの3人は「勤務途中で抜けるようなことはあったと思う。」と陳述しており、ほかの1人は「申立人は、朝からいることはあまりなかった。」と陳述しており、また、ほかの1人は「申立人は、ちょっと来て仕事をして帰るという程度だった。」と陳述している。さらに、商業登記簿によると、申立人は同社が設立された昭和26年4月10日から現在に至るまで取締役であったことが確認できる。

これらのことから、申立人の申立期間におけるA社での勤務形態は、ほかの従業員とは異なっていたものと考えられる。

加えて、A社は、申立期間当時の関係資料を保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 40 年 12 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答を受けた。申立期間はA社（現在は、B社）に、C業務従事者として勤務しており、妻の出産のため、健康保険被保険者証を使った時期でもあるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人はA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社の人事担当者は、「当社は、昭和 35 年 8 月以降の厚生年金保険の資格得喪届を保管しているが、申立人の資格取得届は見当たらない。また、申立人のようなC業務従事者には、原則としてD健康保険に加入させていたようだ。D健康保険は厚生年金保険に加入させる必要がないため、E職としても給与の手取額が多くなるので喜ばれた。」と陳述している。

また、申立人及び複数の同僚は、「申立期間当時、A社の従業員数は、50人から100人ぐらいだった。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある被保険者数は、最も多い時期（昭和 40 年 12 月）でも 34 人であることが確認できることから、当該事業所では申立期間当時、何らかの理由で一部の従業員について、厚生年金保険の加入手続を行わなかったことが考えられる。

さらに、申立期間当時、A社でF職として勤務していた別の同僚は、「申立期間に人手が足りない時期があり、私の弟がC業務従事者として勤務していた。私には厚生年金保険の記録が残っているのに、弟には記録が残っていない

ので、当該事業所では職種によって厚生年金保険の適用に区別があったのかもしれない。」と陳述しているところ、上述の被保険者原票において、当該同僚の弟は、厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらない。

加えて、申立人が、自身と同様にC業務従事者であったと記憶している同僚3人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において被保険者記録が見当たらない。

また、前述の被保険者原票には、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 45 年 7 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は昭和 37 年 5 月にA社へ入社後、ずっと専務取締役として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿及び同社提出の役員一覧表によると、申立人は昭和 37 年 5 月 29 日から 46 年 5 月 8 日までの間、専務取締役として在籍していたことが確認できる。

しかしながら、上記一覧表において、申立人と前後して取締役又は監査役に就任した 12 人を抽出調査したところ、このうち 11 人は就任直後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、昭和 45 年 7 月 1 日にA社本社B部署において資格を再取得するまでの間は、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、上記 12 人のうち、唯一取締役就任後に被保険者記録の確認できる者の記録を見ると、取締役に就任した昭和 38 年 5 月 29 日に厚生年金保険の資格を喪失し、同日付けで第四種被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時は何らかの事情により、役員に就任した段階で、いったん、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたものと考えられる。

一方、当時の事業主及び役員について調査を行ったものの、いずれも既に亡

くなっているか所在不明であることから、当時の役員に係る社会保険の取扱状況及び申立人に係る保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人の妻は、給与額、厚生年金保険料控除及び健康保険被保険者証の交付については記憶にないとしている。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 6 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社及びB社で勤務していた期間の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、A社経営のC店においてD業務従事者として勤務していた。

申立期間②は、B社経営のH店においてI職として勤務していた。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 42 年 5 月 10 日にA社に入社し、その後、50 年 5 月 31 日までD業務従事者として勤務していたとしているところ、申立人提出の、49 年 5 月 6 日付け勤続 7 年表彰状により、少なくとも当該表彰状授与日の同日までは勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社では、当該表彰状授与日の 1 か月後(昭和 49 年 6 月 3 日時点)に作成された「一般従業員在籍表」には申立人の名前の記載は無いことから、それ以降の在職は確認できないとしている。

また、A社は、上記一般従業員在籍表以外の賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除については不明としていることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から 71 人を抽出し、所在の判明した 27 人に照会し、17 人から回答を得たところ、申立期間に申立人が勤務していたことを覚えていた同僚が 3 人いたものの、申立人の申立期間における保険料控除に係る陳述までは得られなかった。

さらに、A社は、「申立期間当時は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保



険に加入させていたわけではなかった。」としているところ、複数の同僚からも、「厚生年金保険の加入は、事務職及び幹部職員が対象で、しかも希望制であったので、従業員全員が加入していたわけではなかった。」旨の陳述が得られ、双方の陳述内容は符合している。

加えて、申立人が名前を挙げた同職種の前任者及び申立人と一緒に次の会社であるB社に移籍した同僚については、A社における厚生年金保険被保険者の記録は無い。

そこで、上記の一般従業員在籍表に名前の記載のある同僚126人について、A社への入社日と厚生年金保険加入状況等を突き合わせて調査したところ、同社で被保険者記録の有る者は70人とどまり、そのうち44人については入社日から一定期間を経過後（最短1か月、最長127か月）に厚生年金保険に加入していることが確認でき、同社の陳述及び同僚照会で得られた回答と符合している。

また、A社に係る上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、さらに、同名簿の記載内容に遡及訂正等の不自然な点もうかがえないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

なお、上記被保険者名簿を見ると、「E職関係職員のみ適用とする。」との記載があり、このことについて日本年金機構Fブロック本部G事務センターでは、「A社が昭和45年3月1日から厚生年金保険の新規適用事業所となる際の調査において、E職関係職員以外の者については、適用対象となる被保険者資格要件に該当しなかったため、その旨を注釈したものである。」旨回答しており、少なくともA社が適用事業所となった当時は、E職関係職員以外の者は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれ、このことは、上述の同社及び同僚の陳述内容とも符合している。

申立期間②について、申立人提出の昭和51年7月10日発行の業界紙にB社経営のH店のI職として申立人の名前が記載されていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人が名前を記憶していた事業主及び同僚はいずれも所在不明のため、申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間において、保険料が控除されていたという記憶は無く、健康保険被保険者証をもらった記憶も無いと陳述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は

無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月1日から48年7月1日まで  
② 昭和48年9月3日から54年7月1日まで  
③ 平成4年6月1日から7年4月1日まで

私は、申立期間①の昭和32年2月から48年6月までA社に勤務した。社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額の総じて倍額の給与を得ており、退職時の給与は21万円だったが、標準報酬月額は10万4,000円となっている。

また、昭和48年9月から平成7年4月1日までB社に勤務した。勤務期間中に減給等は全くなく、初任給は16万円で、徐々に20万円に上がった。しかし、社会保険庁の記録は、昭和48年9月の資格取得時の標準報酬月額が7万6,000円となっており、また、52年10月及び53年10月、平成4年7月に標準報酬月額が下がっているため、申立期間②及び③の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立期間当時にA社C支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している同職種の同僚8人の標準報酬月額の記録を見ると、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、また、その後の定時決定等に

においても申立人とほぼ同様な標準報酬月額で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが低い額とされている事実はいかかえぬ。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①のうち、昭和33年10月から35年4月、同年8月から40年4月、42年10月から44年10月及び46年9月から同年10月までの各期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の標準報酬月額等級の上限額（12等級1万8,000円、20等級3万6,000円、23等級6万円及び28等級10万円）となっていることが確認できる。

加えて、申立期間当時、A社C支店勤務であった者から提出のあった当時の給与明細を検証したところ、同人の給与から源泉控除されている厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、各月とも同人のオンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、同人からは標準報酬月額が相違している旨の陳述はなかったほか、同社C支店、同社D支店及び同社E支店の各支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

また、A社は、平成10年10月1日にF社と特定合併し、G社として新設されたものの、11年\*月\*日に経営破綻しているため、申立期間当時の賃金台帳等を保存していない上、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社における初任給は16万円で徐々に20万円になったにもかかわらず、社会保険庁の記録では資格取得時の標準報酬月額が7万6,000円となっている上、昭和52年10月及び53年10月に標準報酬月額が下がっていると申し立てている。

しかし、B社提出の当時の健康保険厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の昭和48年9月3日付けの資格取得時の標準報酬月額は7万6,000円で決定されていることが確認でき、また、同社は、「人事記録により基本給は判明するものの、標準報酬月額には時間外手当及び通勤手当を加算するので申立人の標準報酬月額は不明。」と回答している。

さらに、申立人と同様に昭和48年入社と同僚8人のオンライン記録を見ると、入社時の標準報酬月額は6万円から8万円となっており、その後の定時決定等においても申立人とほぼ同様な標準報酬月額で推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低い額とされている事実はいかかえぬ。

申立期間③について、申立人は平成4年7月に標準報酬月額が28万円から22万円に下がったことが納得できないとしている。

しかし、B社提出のH厚生年金基金加入員標準給与決定通知書によると、定時決定により申立人の標準給与は平成4年10月1日から22万円に変更されていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した同僚

は、「B社は、一次定年のため、57歳となった年の翌年から給与は約3割減となった。」と回答しているところ、オンライン記録を見ると、23人のうち18人が申立人と同様に57歳となった年の翌年に標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

さらに、申立期間②及び③について、上記同僚は、「当時、支給されていた給料額については覚えていないが、自分の社会保険庁の記録に間違いがあるとは思っていない。」旨回答しているほか、上記被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらないほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 2 日から 37 年 1 月 26 日まで  
② 昭和 38 年 8 月 26 日から 39 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで  
④ 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①、②、③及び④の期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①及び②について、私は、昭和 36 年 1 月 2 日に A 社に入社し、B 業務従事者として 39 年 4 月 30 日まで勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③及び④について、昭和 44 年 6 月 1 日に C 社（現在は、D 社）E 支社に入社し、F 業務従事者として 48 年 2 月 28 日まで勤務していたので、申立期間③及び④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A 社に勤務していたときの同僚として 4 人の名前を挙げているところ、1 人は既に死亡し、2 人は所在不明であり、唯一回答の得られた 1 人は、「申立人は、A 社に勤務していたが、勤務期間及び厚生年金保険料控除についてまでは分からない。」と陳述しており、申立期間①及び②における勤務実態及び保険料控除については確認できなかった。

また、申立人は、A 社での勤務期間中に撮影したとするスナップ写真を複数枚提出しているが、いずれも撮影時期が不明であり、申立期間①及び②における勤務を確認するには至らなかった。

そこで、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（A 社 G 支店は厚生

年金保険適用事業所ではなく、同社は、G支店勤務職員については、H本社で加入させていた。) から、同僚 30 人を抽出し、所在の判明した 15 人に文書照会したところ、申立人が勤務していたとする同社G支店の同僚 2 人を含む 11 人から回答を得られたものの、申立人について記憶の有る者はいなかった。

また、上記同僚照会において回答を得られた 11 人のうち 5 人とは、文書回答に加え電話による事情聴取もできたところ、4 人は自身の入社日、被保険者資格の取得日及び保険料控除に係る記憶は無いとしているものの、同社G支店勤務であった 1 人は、「自分の入社日は昭和 36 年 5 月 1 日であるが、被保険者資格の取得日は、入社 5 か月後の同年 10 月 26 日となっている。」と陳述していることから、A社では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが推認される。

さらに、A社は、昭和 43 年 8 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

加えて、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い上、記録に<sup>そきゅう</sup>遡及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

申立期間③及び④について、申立人は、C社E支社に勤務していたと陳述しており、同僚として 3 人の名前を挙げているところ、2 人は所在不明で、唯一回答の得られた 1 人は、「申立人は、確かに同社E支社に勤務していたが、勤務期間及び厚生年金保険料控除についてはまでは分からない。」と陳述しており、申立期間における勤務実態及び保険料控除については確認できなかった。

また、申立人は、C社E支社での勤務期間中に撮影したとするスナップ写真を複数枚提出しているが、いずれも撮影時期が不明であり、申立期間における勤務を確認するには至らなかった。

そこで、C社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同僚 36 人を抽出し、所在の判明した 11 人に文書照会したところ、8 人から回答を得られたものの、申立人について記憶の有る者はいなかった。

また、D社H部門は、「当社保管の昭和 46 年 3 月 3 日付けの『I職採用報告書』に申立人の入社年月日は同年 2 月 17 日との記載がある。また、当社保管の『社会保険料徴収カード』において、申立人の資格取得日は同年 6 月 1 日及び資格喪失日は 47 年 10 月 1 日との記録が確認できる。」と回答しているところ、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、同部門は、「申立期間当時は、複数の社内資格を取得しないと社会

保険には加入させないという社内規程があったため、社会保険加入は入社の一定期間経過後となる者が多かった。」と陳述している。

加えて、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い上、記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間③及び④において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 42 年 5 月まで

私は、昭和 41 年 7 月から 42 年 5 月まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入し、健康保険被保険者証を渡された記憶もあるとして申し立てている。

しかしながら、A 社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立期間当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚は、既に亡くなっており、これらの者から、申立人の A 社における勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、事業主の親族は、「A 社は個人で経営していたため、厚生年金保険には加入していなかった。従業員の給与は、厚生年金保険料等を控除せずに渡していたと聞いている。」と陳述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 49 年 7 月 21 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間においてA社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のA社における被保険者資格の取得日は、昭和 49 年 8 月 1 日であることが確認でき、当該取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、申立期間を含めた前後の期間にA社において被保険者記録の有る複数の同僚についても、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得日はいずれも一致していることから、同社では、当時、雇用保険及び厚生年金保険の加入手続は同時に行っていたものとみられる。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は、既に亡くなっており、委託先であったとする社会保険労務士の氏名は不明であるため、当時の事務手続について確認できない上、同社は、申立期間当時の賃金台帳等の書類を保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険被保険者証の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に遡及<sup>そきゅう</sup>訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 5 月 30 日から 24 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 26 年 2 月 10 日から同年 6 月 20 日まで  
③ 昭和 27 年 6 月 27 日から 34 年 8 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の一部(申立期間①、②及び③)が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、昭和 21 年 12 月 1 日にF県に所在したA社B工場(以下「B工場」という。)にC業務従事者として入社し、D県に所在した同社出張所(以下「E事務所」という。)への複数回の異動を経て、39年に同社F本社に異動し、70歳ごろまで同社に継続して勤務しており、途中で退職することは無かったので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の昭和 36 年 8 月現在の従業員名簿に記載された申立人の入社日及び現在の事業主の陳述から、申立人は、申立期間①、②及び③において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①について、A社の同僚の陳述から、申立人は、当該申立期間において同社E事務所に在籍していたことが推認できるところ、同事務所は、昭和 24 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間には適用事業所とはなっていない。

また、申立人と同様に、A社B工場での厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同社E事務所が適用事業所となった昭和 24 年 5 月 1 日と同日に同事務所での被保険者資格を取得している同僚は、「私がA社B工場から異動した当時の同社E事務所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同事務

所に勤務する従業員は厚生年金保険に加入していなかったため、私が社会保険事務所（当時）に適用事業所となるための手続を行ったことを記憶している。当時の同事務所に勤務していた同僚は、私と同日の同年5月1日に被保険者資格を取得しているはずである。」旨陳述している。

申立期間②及び③について、当該申立期間にA社B工場又は同社E事務所での在籍が確認できる複数の同僚のうち、所在が確認できる17人に照会したものの、回答が得られた14人からは、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

また、申立期間②について、A社E事務所での複数の同僚は、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人と同様に同事務所での被保険者資格期間の欠落がみられるところ、これらの同僚から、申立期間当時の厚生年金保険料の控除についての陳述を得られなかった。

さらに、申立期間③について、申立人及び同僚の陳述から、申立人は、当該申立期間においてA社E事務所から同社B工場に異動したことがうかがえるが、オンライン記録並びに同社E事務所及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に同社E事務所での被保険者資格を喪失後、昭和34年8月1日に同社B工場での被保険者資格を取得するまでの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている複数の同僚が確認できるところ、これらの同僚から、当該未加入期間の厚生年金保険料の控除に関する証言等は得られなかった。

加えて、A社は、「申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除を行ったかどうかは、当該申立期間当時の関係資料が焼失しているため、不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 32 年 7 月 30 日まで  
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計 10 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給資格を満たして資格を喪失した 12 人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は 7 人であり、うち 4 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の給付記録欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 32 年 11 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 4 日から 43 年 1 月 26 日まで  
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 4 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 26 日から 55 年 5 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 44 年 5 月から 59 年 11 月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元事業主の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 46 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、55 年 5 月 1 日に再度、適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、元事業主は、「当社は既に廃業しており、申立期間当時の資料は残っていないが、当時は、経営上の問題から、厚生年金保険の適用事業所ではなかった時期であり、保険料も控除していない。従業員には、国民年金に加入するよう説明し、納得してもらっており、自身も申立期間に国民年金保険料を納付している。」と陳述しているところ、同人は、申立期間内の昭和 46 年 8 月から同年 11 月までの期間及び 47 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人も、申立期間内の昭和 46 年 12 月から 55 年 4 月まで、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月20日から27年3月25日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和25年4月から27年3月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶する同僚は、既に死亡しているため、同人から、申立人の勤務実態を確認できないほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた一人は、申立人を知らないと陳述しているため、元従業員からも、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

また、当該元従業員は、「申立人が記憶する同僚は、昭和23年ごろからA社で勤務していた。」と陳述しているが、当該同僚は、申立期間後の昭和28年7月5日に同社で資格を取得していることが上記の被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立人及び当該元従業員は、申立期間当時におけるA社の従業員数は約15人であったと陳述しているが、上記の被保険者名簿において確認できる当該期間の被保険者数は2人から6人の間で推移していることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社は、平成9年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、

元事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 27 日から 46 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 43 年 2 月から 46 年 4 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 43 年 3 月 17 日から 46 年 4 月 30 日までA社（現在は、B社）で勤務したことが確認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B社は、「当社は個人事業所であり、これまで厚生年金保険の適用事業所になったことは無く、保険料を控除したこともない。従業員には、国民年金に加入するよう指導していた。」旨陳述している。

さらに、申立人が記憶する同僚 4 人は所在不明であり、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 58 年 11 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 55 年 6 月から 58 年 11 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが認められる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

また、複数の同僚は、「申立期間当時、A社の従業員数は、約 15 人であった。」と陳述しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる当該期間の被保険者数は、8人から10人の間で推移していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、前職のB社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日の昭和 55 年 5 月 25 日に国民年金に加入し、60 歳に到達するまでの国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人は、前職のB社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の翌日の昭和 55 年 5 月 26 日から平成 20 年 4 月 1 日まで、国民健康保険に加入していることがC市の記録により確認できる。

また、申立人は、前職のB社を離職後、申立期間内の昭和 55 年 7 月 2 日か

ら同年9月20日まで、雇用保険の基本手当（失業給付）を受給していることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7900

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 20 日から 43 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 39 年 4 月から約 5 年間勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 40 年 10 月 1 日に資格を喪失している同僚は、「私は、昭和 40 年 10 月にA社を退職しており、申立人は私よりも前に同社を退職した。」と陳述しているほか、同年 11 月 4 日に同社で資格を取得している元従業員は、「私が入社した当時、申立人はA社で勤務していなかった。」と陳述している。

また、申立期間にA社において被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した上記の2人を除く8人に照会しても、申立人が同社を退職した時期を知っているとする者はいないため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、当該8人の元従業員のうち1人は、「申立人は、上記の同僚と同時期にA社を退職し、同社の下請業者となった。」と陳述しているところ、申立期間当時、A社で経理事務を担当していたとする元従業員は、「当時、A社では、下請業者を厚生年金保険に加入させていなかった。」と陳述している。

加えて、A社が社名変更したB社に照会しても、回答が得られなかったため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認で

きない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7901

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月から23年4月まで  
昭和19年9月から23年4月までA社で勤務した申立期間の年金記録を年金事務所に照会したところ、当該期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の陳述内容及び申立人が記憶する複数の同僚が申立期間にA社において被保険者としての記録が確認できることから、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務したことが推認できる。

しかし、A社は、昭和49年9月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が自身と同年齢であり、同じB業務従事者として勤務していたとする同僚は、申立期間後の昭和24年2月8日に同社で資格を取得していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、前述の同僚のほかにも、自身と同じ年ごろの者二人が同じB業務従事者として勤務していた。」と陳述しているが、前述の被保険者名簿において、申立期間に17歳以下で資格を取得している者は見当たらない。

これらのことから、申立期間当時、A社では、17歳以下の従業員については、採用後、一定期間経過してから厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 11 日から 46 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 46 年 3 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶する同僚4人のうち、申立人を記憶しているとする1人は、「申立人がA社で勤務した時期及び期間は覚えていない。」と陳述しているほか、別の1人は申立人を記憶しておらず、その他の2人は、同社において被保険者としての記録が無く所在不明であるため、同僚から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた10人は、いずれも申立人を知らないと陳述しているため、元従業員からも、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、A社の事業を継承するB社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、上記の被保険者名簿における申立人記載欄を見ると、昭和 45 年 8 月 11 日の資格の喪失に併せて申立人の健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の印が押されており、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。